

兵庫県環境審議会中間報告

# 第3次兵庫県環境基本計画 (案)

平成20年8月  
兵庫県環境審議会



# 目 次

第1部 計画の基本的事項	1
第1章 計画策定の趣旨	1
第2章 計画策定の目的	1
第3章 計画の性格	1
第4章 計画の期間	2
第2部 環境の現状と課題	4
第1章 環境をめぐる情勢の変化	4
第1節 産業公害の発生	4
第2節 都市・生活型公害の顕在化	4
第3節 深刻化する地球環境問題の諸側面	5
1 地球温暖化の危機	5
2 資源の浪費による危機	6
3 生物多様性の危機	7
第4節 環境上の「負の遺産」の残存	7
第2章 県の環境行政をめぐる現状と課題	8
第1節 地球温暖化	8
第2節 循環型社会	10
第3節 生物多様性	13
第4節 地域環境負荷	16
第5節 環境の担い手づくりと地域づくり	19
第3部 環境施策の基本理念	22
1 基本目標	22
2 施策を進めるための基本的な視点と施策の考え方	25
第4部 環境施策の展開方向	28
第1章 地球温暖化の防止	28
1 温室効果ガス削減と経済発展を同時に達成する低炭素社会の実現	28
2 太陽光、風力、バイオマス等のグリーンエネルギーの大幅導入	30
3 環境に配慮した持続可能なまちづくりの推進	32
4 環境負荷の少ないライフスタイルへの変革	32
第2章 循環型社会の構築	33
1 廃棄物の一層の排出抑制と廃棄物の資源化・再利用による 物質循環の確保	33
2 廃棄物の適正処理の推進	37

第3章	生物多様性の保全	38
1	生物多様性保全のための基本方針の策定	38
2	野生動植物の保全と共生	39
3	県民総参加による森づくりの推進	40
4	里地・里山・里海等の自然再生の推進	41
5	外来生物対策の推進	42
6	地球温暖化の影響への対応	43
7	自然とのふれあいの推進	43
第4章	地域環境負荷の低減	44
1	地域的な環境問題の解決	44
2	環境影響を未然に防止する取組	45
3	有害化学物質対策	46
第5章	環境保全・創造のための地域システム確立	46
1	環境の担い手づくり	46
(1)	連携・役割分担による環境学習・教育の推進	46
(2)	ライフステージに応じた環境学習・教育の推進	47
(3)	環境学習・教育をリードする人材の確保・育成	48
2	地域資源の活用とネットワーク化	48
(1)	地域資源を活かした環境保全・創造の地域づくり	48
(2)	地域コミュニティ活性化による環境の組織・ネットワークづくり	49
(3)	環境を通じた地域間交流の活性化	50
(4)	専門機関や専門家との交流連携・発信	51
(5)	国際環境協力の推進	52
3	環境と経済の好循環に向けた取組	52
(1)	企業のCSR活動の促進	52
(2)	環境ビジネスの活性化	53
(3)	環境技術開発の拠点づくり	55
4	防災・減災の視点も含めた環境対策の推進	55
5	環境情報の充実・発信	56
(1)	県民・事業者・行政による環境情報の共有化	56
(2)	日本の縮図・兵庫からの環境情報の発信	56
第5部	計画の効果的実施	57
1	計画の進捗状況の点検・評価方法	57
2	計画の推進方法	58
(1)	環境基本計画と個別計画の考え方	58
(2)	計画の進行管理の流れ	59

## 第1部 計画の基本的事項

### 第1章 計画策定の趣旨

平成14年(2002年)5月に策定された「新兵庫県環境基本計画」では、環境をめぐる情勢として、産業公害問題が改善に向かい、生活排水や自動車排出ガスなどの都市・生活型公害が浮上してきたと捉え、地域環境への負荷の低減に重点を置いていた。その後、生活排水対策や自動車公害対策が進み、都市・生活型公害については改善が見られるなど一定の成果が得られた。

一方、地球温暖化については、気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第4次評価報告書が平成19年(2007年)に発表され、地球温暖化は疑う余地がなく、その原因は人為起源の温室効果ガスの増加によってもたらされた可能性が高いと指摘された。地球温暖化は、異常気象の頻発、生態系への影響、感染症の増加などの悪影響を及ぼすことが指摘されており、その影響は現在よりも将来世代に深刻な悪影響を及ぼすものである。

産業公害問題から都市・生活型公害、さらに地球環境問題へと環境問題の変遷に伴い、その影響の規模が広がるとともに、将来世代へも影響が及ぶものへと変化してきた。このため、予防的な取組方法の考え方に基づく対策を講じ、環境の恵沢を現在世代のみならず将来世代へと継承していくことを明確に打ち出す必要がある。

さらに、本年5月に神戸で開催された環境大臣会合や関連事業等を契機として、地球温暖化等の環境問題に対する県民意識の醸成が一層図られることが期待される。

こうした環境行政をめぐる状況を踏まえ、この度「新兵庫県環境基本計画」を改定し、「第3次兵庫県環境基本計画」を策定する。

### 第2章 計画策定の目的

本計画策定の目的は、次のとおりである。

- ・健全で恵み豊かな環境の保全と、ゆとりと潤いのある美しい環境の創造に関する県の各種施策を、より一層有機的な連携のもとに総合的かつ計画的に推進する。
- ・県民、事業者、行政などの各主体が、目標を共有し、それぞれの役割分担と応分の負担のもとに「参画と協働」を推進し、自発的かつ積極的に環境の保全と創造に取り組むよう方向づける。

### 第3章 計画の性格

本計画の性格は、次のとおりである。

- ・環境の保全と創造に関する条例第6条の規定に基づき、環境の保全と創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定める基本的な計画
- ・「21世紀兵庫長期ビジョン」に示されている「環境優先社会」の具体化を図る基

本計画であり、教育、産業、社会基盤整備などの各分野における環境の保全と創造に関するとりくみと整合を図るための基本となる計画

- ・市町の環境に関わる計画の策定や施策の実施において、尊重されるべき基本指針であり、県民の生活や事業者の事業活動、あるいは民間団体の活動に際し、環境の保全と創造に関して尊重されるべき基本指針

#### 第4章 計画の期間

- ・本計画の期間は、平成42年(2030年)頃を展望しつつ、概ね10年間(平成29年度(2017年度)まで)とし、社会経済情勢や環境問題の変化などに適切に対応するため、原則として5年毎に見直しを行うこととする。

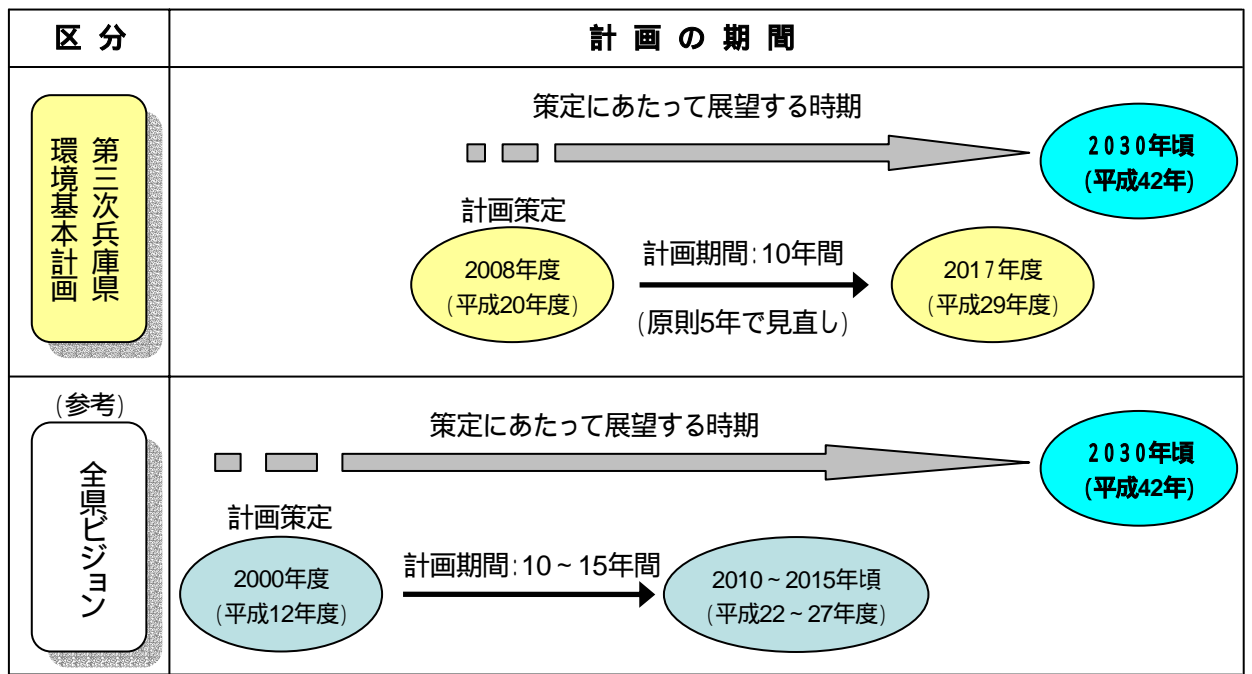


図1-1 計画の期間

## 第3次兵庫県環境基本計画の構成

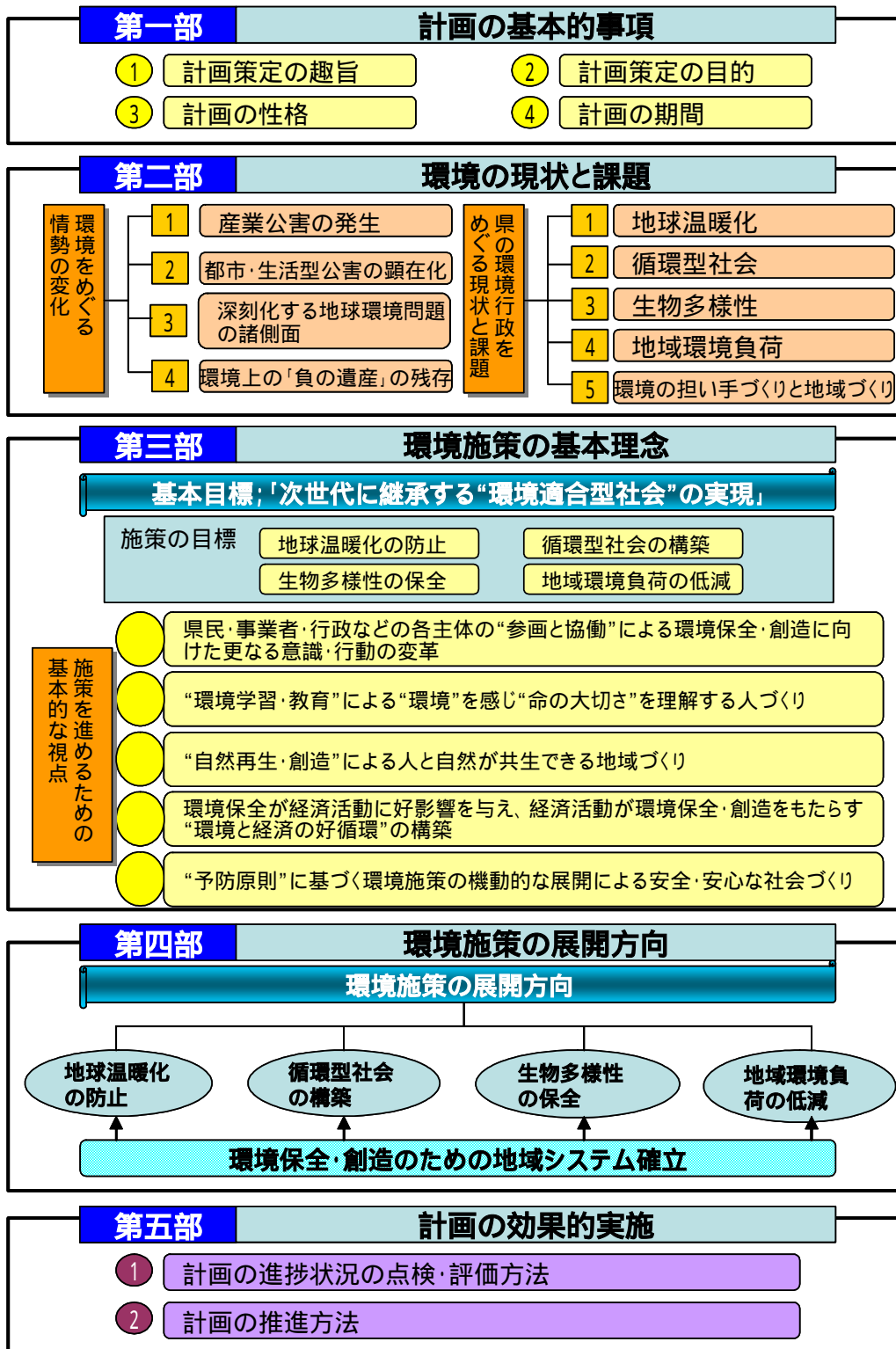


図1-2 兵庫県環境基本計画の構成

## 第2部 環境の現状と課題

### 第1章 環境をめぐる情勢の変化

#### 第1節 産業公害の発生

我が国では、昭和30年代から40年代にかけての高度経済成長に伴い、大気や水質の汚染等による深刻な公害問題が発生し、国民に多くの健康被害をもたらすなど大きな社会問題となった。本県においても、阪神や播磨等の瀬戸内海沿岸部の工業地帯を中心とした産業活動に伴う大気・水等の生活環境の汚染や、開発に伴う自然環境の破壊といった公害問題が生じた。

これらの公害問題に対し、総合的な対策を実施するための早急な法整備が求められる中、本県においては、国に先んじて「公害防止条例」(昭和40年(1965年))や「自然環境保全条例」(昭和46年(1971年))を制定し、問題解決に取り組んできた。

国における「公害対策基本法」(昭和42年(1967年))や「自然環境保全法」(昭和47年(1972年))の制定後は、これらの法と条例の体系のもと、国や県・市町、県民、事業者が、独自にあるいは協力して、環境問題の解決に取り組み、各分野でのよりきめ細やかな規制等の対策を推進してきた。その中で「兵庫県地域環境計画」(昭和52年(1977年))を策定し、環境容量という考えを取り込み、県土の環境管理などに取り組んできた。

さらに、「全県全土公園化の推進に関する条例」(昭和60年(1985年))を制定するとともに、「地域環境計画(ひょうご快適環境プラン)」(平成2年(1990年))を策定し、快適な環境を創造するための政策を積極的に推進してきた。



高度経済成長期の尼崎臨海部



瀬戸内海の赤潮

#### 第2節 都市・生活型公害の顕在化

しかしながら、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動や生活様式が定着するとともに、人口や社会経済活動の都市への集中が進んだことにより、従来の産業型公害に加え、新たに自動車公害、生活排水による都市河川の水質汚濁、廃棄物の増大等の都市・生活型公害が問題となってきた。

このような時代の変化を踏まえ、本県では、従来の「公害防止条例」や「自然環境



保全条例」等を発展的に統合し、新たに「環境の保全と創造に関する条例」(平成7年(1995年))(以下「条例」という。)を制定した。

そして、この条例の趣旨にのっとり環境政策を推進するため、「兵庫県環境基本計画」(平成8年(1996年)・平成14年(2002年)改定)を策定し、環境適合型社会の形成を目指し、社会の構成員すべての参画と協働を基調として、健全で恵み豊かな環境を保全し、ゆとりと潤いのある美しい環境を創造するための本県の環境特性を踏まえた施策を総合的かつ計画的に推進してきた。



国道43号線



ひょうごグリーンネットワークによる植樹

### 第3節 深刻化する地球環境問題の諸側面

これまで講じてきた施策の結果、地域における大気汚染・水質汚濁ともに長期的には大幅に改善され、近年は低濃度で推移するなど、一定の成果を達成してきた。

他方、次のような地球規模での環境問題が深刻化しつつある。

#### 1 地球温暖化の危機

「気候変動に関する政府間パネル(IPCC)の第4次評価報告書」(平成19年(2007年))によると、地球の温暖化には疑う余地がなく、その原因は、人為起源の温室効果ガスの増加による可能性が極めて高いことがほぼ断定されている。現在の世界の排出量は自然界の吸収量の2倍を超えており、今世紀末の地球全体の平均気温は、1980～1999年と比較して、環境保全と経済発展が地球規模で両立する社会では約1.8度上昇すると予測されている。一方、化石エネルギー源を重視する社会では約4.0度上昇すると予測されている。この結果、異常気象の頻発や気候システムの急激な転換にとどまらず、生態系への影響、数億人規模の水不足の一層の悪化、農業への打撃、感染症の増加、災害の激化など、社会経済活動に様々な悪影響が複合的に生じる可能性が指摘されている。

他方、既存技術や今後数十年で実用化される技術によって温室効果ガス濃度の安定化は可能であり、今後20～30年間の緩和努力とそれに向けた投資が大きな鍵とされている。

本県における平成 16 年度のCO<sub>2</sub>総排出量は全国の 5.4%を占め、県民一人あたりのCO<sub>2</sub>排出量は全国平均値を上回っており、特に民生部門については排出量が大きく増加しているため、国際レベルや国レベルでの温暖化対策と歩調を合わせ、「新兵庫県地球温暖化防止推進計画」(平成 18 年(2006 年)改訂)の確実な達成を図るとともに、それに続くさらなる温暖化対策を検討する一方で、避けられない影響への適応策についても検討していく必要がある。

## 2 資源の浪費による危機

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済構造は、我々に大きな恩恵をもたらしてきた一方で、膨大な量の廃棄物の発生に伴う最終処分場(埋立場)の残余容量の逼迫、不適正な処理による環境負荷の増大、化石資源を中心とした天然資源の枯渇への懸念や地球温暖化問題等、様々な局面において深刻な地球規模の環境問題を生じさせている。今後も現状の社会経済活動を継続すれば、いずれ地球環境の容量や資源の制約に突き当たることになり、社会経済の持続可能な発展に支障を来すおそれがあるため、これからは廃棄物等の発生抑制、資源の循環的利用の促進等により、天然資源の消費を抑制し、環境負荷を可能な限り低減する循環型社会に転換していく必要がある。

このため、国においては、「循環型社会形成推進基本法」(平成 12 年(2000 年))や各種リサイクル法の制定、「循環型社会形成推進基本計画」(平成 15 年(2003 年))の策定等により、Reduce(リデュース:ごみの発生を抑制する)、Reuse(リユース:何度も繰り返し使う)、Recycle(リサイクル:再生して利用する)の3Rを通じた持続可能な循環型社会の構築に向けた施策を展開しているところである。

本県の一般廃棄物の1人1日当たりの排出量は全国平均を上回っているとともにリサイクル率は全国平均を下回っており、本県においても、「兵庫県廃棄物処理計画」(平成 19 年(2007 年)改定)の確実な達成を図るとともに、廃棄物の一層の排出抑制、廃棄物の資源化・再生利用による物質循環の確保、さらにはゼロ・エミッション社会の実現をめざしていく必要がある。



不法投棄の状況



大阪湾フェニックス計画

### 3 生物多様性の危機

多様な生物によって構成される自然生態系は、人間に様々な恵みをもたらすとともに全ての生物の生存基盤となっているが、様々な人間活動の影響によって、次のような生物多様性の3つの危機が進行している。

第1の危機：人間活動ないし開発が直接的にもたらす種の減少、絶滅、生態系の破壊、分断、劣化を通じた生息・生育空間の縮小、消失

第2の危機：社会経済の変化に伴い、自然に対する人間の働きかけが縮小撤退することによる里地里山などの環境の質の変化

第3の危機：外来種など人為的に持ち込まれたものによる生態系のかく乱  
さらに近年、地球温暖化の進行が、種の絶滅や脆弱な生態系の攪乱など、生物多様性に対してさらに深刻な影響を及ぼすことが危惧されている。

このため、国では、「第3次生物多様性国家戦略」(平成19年(2007年))を策定し、生物多様性から見た国土の望ましい姿のイメージを、過去100年間に破壊してきた国土の生態系を100年かけて回復する「100年計画」として提示し、自然と共生する国づくりを進めようとしている。

本県においても、開発や乱獲、里地・里山の放置、特定外来生物に係る生態系への被害の増加などに伴う自然生態系の質の劣化により生物多様性の危機が進行しつつあり、「改訂・兵庫の貴重な自然(兵庫県版レッドデータブック2003)」(平成15年(2003年))では、県内において絶滅の危機にひんしている種(Aランク)として動物118種、植物285種等を選定している。このため、生物多様性確保の観点から自然環境の保全・再生に向けた総合的な取組を推進していく必要がある。



ウスイロヒョウモンモドキ  
(絶滅危惧 類：国レッドデータブック)  
(Aランク：県レッドデータブック)



アライグマ  
(外来生物法に基づく特定外来生物)

#### 第4節 環境上の「負の遺産」の残存

国及び地方自治体によって講じられてきた様々な環境保全対策や民間の環境保全技術の飛躍的な進歩により、我が国の環境問題は長期的には大幅に改善されてきた。

しかし、環境問題の中には、難分解性の有害化学物質による土壌・地下水の汚染や人・野生生物への蓄積の問題が依然として存在している。また、これまでに不法投棄された廃棄物の処理やアスベスト・PCB等の難分解性有害化学物質の処理の問題も

残されている。これらの問題のように、既に法規制や技術革新等による対策が講じられているものの、過去の蓄積により今後も悪影響が及ぼされるおそれのある環境上の「負の遺産」が依然として残されており、適切な処理を行わなければ、将来世代に不可逆的あるいは長期にわたる影響が残されるおそれがある。

そのため、本県においても、国や専門機関等と連携し、速やかな状況の把握、原因となる環境負荷のさらなる排出抑制、難分解性有害化学物質の管理や処理を進めるなど、引き続き十分な対策を講じていく必要がある。

## 第2章 県の環境行政をめぐる現状と課題

### 第1節 地球温暖化

#### 1 現状

- ・「新兵庫県地球温暖化防止推進計画」(平成18年(2006年)7月改訂)に基づき、目標の達成を図ることとしている。

目標年度：平成22年度(2010年度)

目 標：温室効果ガス排出量を平成2年度(1990年度)に比べて6%削減  
(京都メカニズム分1.6%及び森林吸収分3.8%を含む)

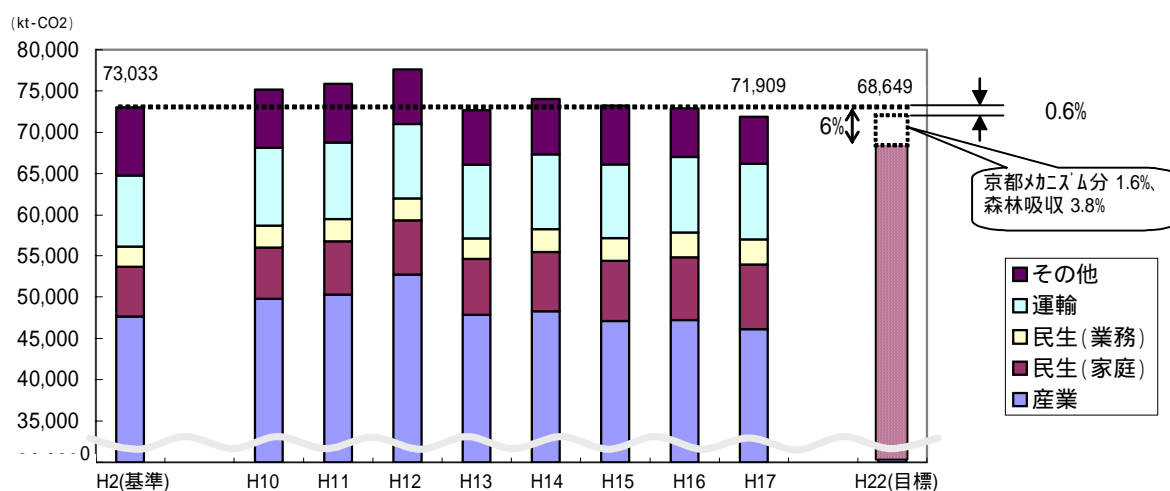


図2-1 温室効果ガス排出量の推移

表 2 - 1 平成 17 年度の兵庫県の温室効果ガス排出量

部 門	H2 年度(1990) 基準年度	H16 年度(2004) 実績値 ( 1 )	H17 年度(2005)	
			排出量 ( 1 ) ( )は構成比(%)	基準年度か らの増減 (%) (A)
産 業	47,670	47,192	46,122 (64.1)	3.2
民生(業務)	2,490	3,033	3,055 (4.2)	22.7
民生(家庭)	5,991	7,620	7,835 (10.9)	30.8
運 輸	8,613	9,203	9,177 (12.8)	6.5
その他 2	8,269	5,879	5,720 (8.0)	30.8
総排出量	73,033	72,927	71,909 (100.0)	1.5
基準年度からの増減(%)	-	0.1	1.5	-

- 1 原発の事故等による影響を考慮した場合、基準年度比で 16 年度 4.9%増加、17 年度 3.8%増加となる。
- 2 エネルギー転換及び廃棄物部門の CO<sub>2</sub>並びにそれ以外のガス(メタン、一酸化炭素、フロン等 3 ガス)

- ・本県の平成 17 年度(2005 年度)の温室効果ガス総排出量は、基準年度(平成 2 年度(1990 年度))に比べて 1.5%減少している。
- ・目標達成をより確実にするため、目標年度(平成 22 年度(2010 年度))に向け、平成 19 年度(2007 年度)から 3 年間「止めよう温暖化! ~ひょうごから あなたから~」をキャッチフレーズに、県民・事業者・行政が一体となって一大キャンペーンを展開している。
- ・以下のとおり、部門別の対策を推進している。

産 業 部 門：・条例対象事業所<sup>1</sup>に対する温室効果ガス排出抑制計画の策定の義務付けと大規模事業所<sup>2</sup>への削減目標強化の指導  
 ・条例対象規模未満の中小事業所<sup>3</sup>に対し、要綱による排出抑制計画の策定を指導 等

民生業務部門：・条例対象事業所<sup>1</sup>に対する温室効果ガス排出抑制計画の策定の義務付けと大規模事業所<sup>2</sup>への削減目標強化の指導  
 ・条例対象規模未満の中小事業所<sup>3</sup>に対し、要綱による排出抑制の計画策定を指導  
 ・コンビニエンスストア等複数店舗を有する事業者<sup>4</sup>に対し、要綱による排出抑制計画の策定を指導 等

\*1 燃料・熱・電気の使用量の合計が原油換算で 1,500k /年以上の事業所  
 \*2 燃料・熱・電気の使用量の合計が原油換算で 3,000k /年以上の事業所  
 \*3 大気汚染防止法の届出事業所で燃料・熱・電気の使用量の合計が 1,500k /年未満の事業所  
 \*4 全ての店舗での燃料・熱・電気の使用量の合計が原油換算で 1,500k /年以上の事業者

- 民生家庭部門：・家電量販店等と協定を締結し、省エネ家電の普及を促進  
・兵庫県地球温暖化防止活動推進センターと連携し、地球温暖化防止県民行動指針に基づく普及啓発を展開 等
- 運輸部門：・融資・補助制度等により、低公害車等の導入を促進  
・アイドリングストップ等のエコドライブを推進

## 2 課題

- ・平成 22 年度（2010 年度）までに、工場・事業所等の排出抑制をはじめ、省エネ行動や太陽光、風力、バイオ燃料などのグリーンエネルギーの導入などの取組を着実に進め、新兵庫県地球温暖化防止推進計画の削減目標の 6 %削減を達成する必要がある。
- ・現行推進計画の期間が平成 22 年度までであるため、平成 23 年度（2011 年度）以降の次期推進計画策定に向けた検討が必要である。
- ・次期推進計画の策定に当たっては、今後議論が深まるポスト京都議定書の枠組みや国の施策体系を踏まえ、温室効果ガスの中長期的な削減目標とその達成のために講ずべき施策を検討する必要がある。

## 第 2 節 循環型社会

### 1 現状

- ・一般廃棄物の 1 人 1 日当たりの排出量は、平成 16 年度（2004 年度）：1,165g で全国ワースト 5 位となっている。
- ・廃棄物の発生抑制及びリサイクルの推進のため、「兵庫県廃棄物処理計画」（平成 19 年（2007 年）改定）に基づき、目標の達成をめざしている。

目標年度：平成 27 年度（2015 年度）

一般廃棄物の目標：1 人 1 日当たり排出量の都道府県別全国ランクを、ベスト 16（上位 1/3）以内にする。

国の基本方針を上回る再生利用率にする。

産業廃棄物の目標：排出量を平成 15 年度（2003 年度）実績レベルに抑える。

表 2 - 2 一般廃棄物の減量化の目標値

単位：千 t / 年

	基準 (平成15年度)	現状 (平成16年度)	中間目標 (平成22年度)	目標 (平成27年度)
排出量	2,625 (100)	2,593 (99)	2,172 (83)	2,139 (81)
再生利用量 (再生利用率)	353 (13%) (100)	369 (14%) (105)	500 (23%) (142)	535 (25%) (152)
中間処理による減量	1,856 (100)	1,826 (98)	1,372 (74)	1,316 (71)
最終処分量	416 (100)	399 (96)	300 (72)	288 (69)
うち集団回収量	185 (100)	195 (105)	230 (124)	254 (137)
1人1日当たり排出量 (g/人・日)	1,183 (100)	1,165 (98)	947 (80)	923 (78)
家庭系	770 (100)	743 (96)	654 (85)	637 (83)
事業系	413 (100)	422 (102)	293 (71)	286 (69)
集団回収 (参考)	90 (100)	95 (106)	110 (122)	120 (133)

注1) 後段の括弧内は基準である平成15年度に対する割合を示す。

注2) 四捨五入の関係で合計が合わない場合がある

表 2 - 3 産業廃棄物の減量化の目標値

単位：千 t / 年

	基準 (現状) (平成15年度)	中間目標 (平成22年度)	目標 (平成27年度)
排出量	25,410 (100)	24,648 (97)	24,140 (95)
再生利用量 ( / 排出量)	10,717 (42%) (100)	12,078 (49%) (113)	12,071 (50%) (113)
中間処理による減量	13,534 (100)	11,445 (85)	10,967 (81)
最終処分量	1,160 (100)	1,125 (97)	1,102 (95)

注1) 後段の括弧内は基準である平成15年度に対する割合を示す。

注2) 四捨五入の関係で合計が合わない場合がある

- ・容器包装廃棄物の分別収集率は、平成 17 年度 (2005 年度): 23.6% で全国平均 (約 35%) に比べ低くなっている。
- ・容器包装リサイクルの推進のため、「第 5 期分別収集促進計画 (平成 19 年(2007 年)) に基づき、目標の達成をめざしている。

目標年度：平成 24 年度 (2012 年度)

目 標：10 品目分別収集する市町割合 60%以上

容器包装廃棄物分別収集率 42%以上

表 2 - 4 容器包装廃棄物の分別収集の目標値

	平成 17 年度 (現状)	平成 24 年度目標 (分別収集促進計画 目標年度)	平成 27 年度目標 (廃棄物処理計画 目標年度)
10 品目分別収集 する市町割合	12% (全国平均 約 28%)	60%以上 (全国平均 (予測値) 58%)	100% (サーマルサイクルを除く)
容器包装廃棄物 分別収集率	23.6% (全国平均 約 35%)	42%以上 (全国平均 (予測値) 42%)	50%以上 現状の 2 倍以上 全国平均の 1 割以上アップ <sup>o</sup>

- ・「ひょうごレジ袋削減推進会議」を設置（平成 19 年（2007 年））し、県民・事業者・行政の参画と協働のもと、全県的にレジ袋の削減を推進している。
- ・家電リサイクルの推進のため、兵庫県電機商業組合及び兵庫県環境クリエイトセンターと協力して、購入店以外の家電小売店でも回収するシステム（兵庫方式）を構築し運用している。
- ・既存の産業基盤等を活用した広域的な資源循環体制の構築をめざす「ひょうごエコタウン構想」を策定し、平成 15 年（2003 年）に国の承認を受け、廃タイヤガス化リサイクル施設（姫路市）等のリサイクル施設が稼働している。
- ・産業廃棄物等の不適正な処理を未然に防止するため、産業廃棄物及び特定物の保管の届出制、土砂埋立て等の許可制を内容とする「産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例」を施行（平成 15 年（2003 年））し、さらに、不法投棄された廃棄物の約 7 割を占める解体廃棄物対策に重点を置いた条例改正（平成 19 年（2007 年））を行った。

## 2 課題

- ・循環型社会の実現のため、「兵庫県廃棄物処理計画」の目標達成に向け、県民・事業者への一層の意識啓発などにより、一般廃棄物のさらなる減量、資源化・再生利用の推進を図っていく必要がある。
- ・生活系ごみの減量化のため、ごみの有料化が進んでいない市町に対し、「県市町廃棄物処理協議会」（平成 19 年（2007 年）設立）等を活用し、有料化等を促進していく必要がある。
- ・容器包装廃棄物の発生抑制・分別収集を促進するため、市町の分別収集体制の整備を図るとともに、分別の徹底などについて住民に周知、協力を求めていく必要がある。
- ・リサイクル製品認定制度の創設等、リサイクル製品の開発・利用を促進する必要がある。
- ・地域の特色を活かした先導的なリサイクル施設の整備促進、新たなリサイクル事業の創出や環境ビジネスの育成支援に取り組むなど、環境技術力の強化を図っていく必要がある。
- ・不法投棄については、大規模事案は減少したものの、件数は横ばい傾向であり、内容については悪質化の傾向が見られるため、引き続き、不適正処理の未然防止と不法行為に対する厳正な対処を進める必要がある。



### 第3節 生物多様性

#### 1 現状

- ・コウノトリ野生復帰、尼崎 21 世紀の森づくり、淡路夢舞台の緑化等の先進的な自然再生・創造プロジェクトを実施し、失われた自然環境や生態系の再生に努めている。
- ・他県に先駆け平成 6 年に開始した公的関与による里山林整備をはじめ、多自然型の川づくりや自然環境調査、ため池の環境に配慮した整備、沿岸海域における藻場造成などの自然再生事業を計画的に推進している。
- ・地域住民やNPO等による自然環境の保全・再生に向けた実践活動など、県民の参画と協働により県内の貴重な自然生態系の保全・再生が図られている。(播磨ため池群のベッコウトンボ、氷ノ山周辺地域の湿原やススキ草原、上山高原エコミュージアムの推進)
- ・特定外来生物に係る生態系等への被害を防止するため、NPOや市町、漁協等関係団体等の協力を得て、生態系等への被害の軽減や防止を図るための対策を実施している。
- ・野生動物に関する調査研究の拠点施設として「森林動物研究センター」を整備(平成 19 年(2007 年))し、科学的・計画的な野生動物の保護管理(ワイルドライフ・マネジメント)を推進している。
- ・県内の民有林面積の 41.7%を占める人工林は、その多くが 45 年生以下の生育途上の森林であり、間伐等の保育を必要としている。また、広葉樹やアカマツ等の天然林(里山林)は、社会経済状況の変化に伴って薪や炭の生産の場としての役割を失い、人との関わりが薄れて放置されているところが多い。
- ・そのような中、北摂地域では都市部に隣接して豊かな里山が保全されており、中でも川西市黒川地区では、現在に至るまで茶道用の炭の生産に利用され続けているなど、里山の適切な保全と活用が図られている。
- ・丹波地域には、日本一標高の低い(96m)中央分水界があり、北の日本海型、山間部の内陸型、南の瀬戸内海型の 3 つの気候区を結ぶ地形上の回廊(氷上回廊)が存在し、日本海側と瀬戸内海側との生物相の交流がみられるなど、東西南北の動植物の交流の場となっている。
- ・瀬戸内海の生物多様性と生物生産性を回復し、豊かで美しい「里海」として再生するため、瀬戸内海関係府県市(13 府県、6 政令指定都市、12 中核市)で構成する瀬戸内海環境保全知事・市長会議と連携して、「めざせ 100 万人!瀬戸内海再生大署名活動」を実施するとともに、「瀬戸内海再生方策」(平成 19 年(2007 年))をとりまとめ、新たな法整備を目指して国に働きかけを行っている。さらに、海域の改善技術の活用により瀬戸内海の保全・再生の推進を図っている。

## 2 課題

- ・生物多様性確保の観点から、自然環境保全・再生に向け、これまでの県内外の取組事例を参考にし、県民・NPO等の取組を一層推進するとともに、総合的かつ一体的に施策を推進していく必要がある。
- ・特定外来生物が及ぼす農林漁業被害、人の生命・身体への被害、生態系への影響等といった様々な被害に対し、引き続き対応していく必要がある。
- ・人と野生動物との「あつれき」を解消し、調和のとれた共存を図るため、ワイルドライフ・マネジメントを推進し、順応的管理（アダプティブ・マネジメント）の手法による生息地管理（森林など安定した生息環境の保全と整備）、個体数管理（過密な生息密度の適正化と危機的な減少の防止）、被害管理（農林業や人身への被害を防除）を総合的に進めていく必要がある。
- ・生物の多様性が将来にわたって維持されるよう、生物の多様性の持続的な利用を図る観点から、防災への利用の促進や生物多様性に配慮した農林水産業の振興などを進める必要がある。
- ・県内各地に残る里地里山やため池等の有する多面的機能を維持するため、従来の利活用方法に加え新たな価値を見出し、様々な主体の参画と協働により保全に努めていく必要がある。
- ・既に排出された温室効果ガスにより一定期間にわたり、気候変動が生じると考えられ、野生動植物への影響が危惧されているため、この状況を把握するとともに、必要な場合には対応策を検討する必要がある。
- ・瀬戸内海における貧酸素水塊の発生、底質の悪化、自然海岸や藻場・干潟の減少、漁獲量の減少、海岸等への廃棄物の漂着、海岸の浸食等といった課題に対応するため、「瀬戸内海再生方策」に基づく取組を推進するとともに、引き続き新たな法整備を国に働きかけていく。さらに、自然を活用した水質改善方策や海域・底泥の直接浄化を推進する必要がある。

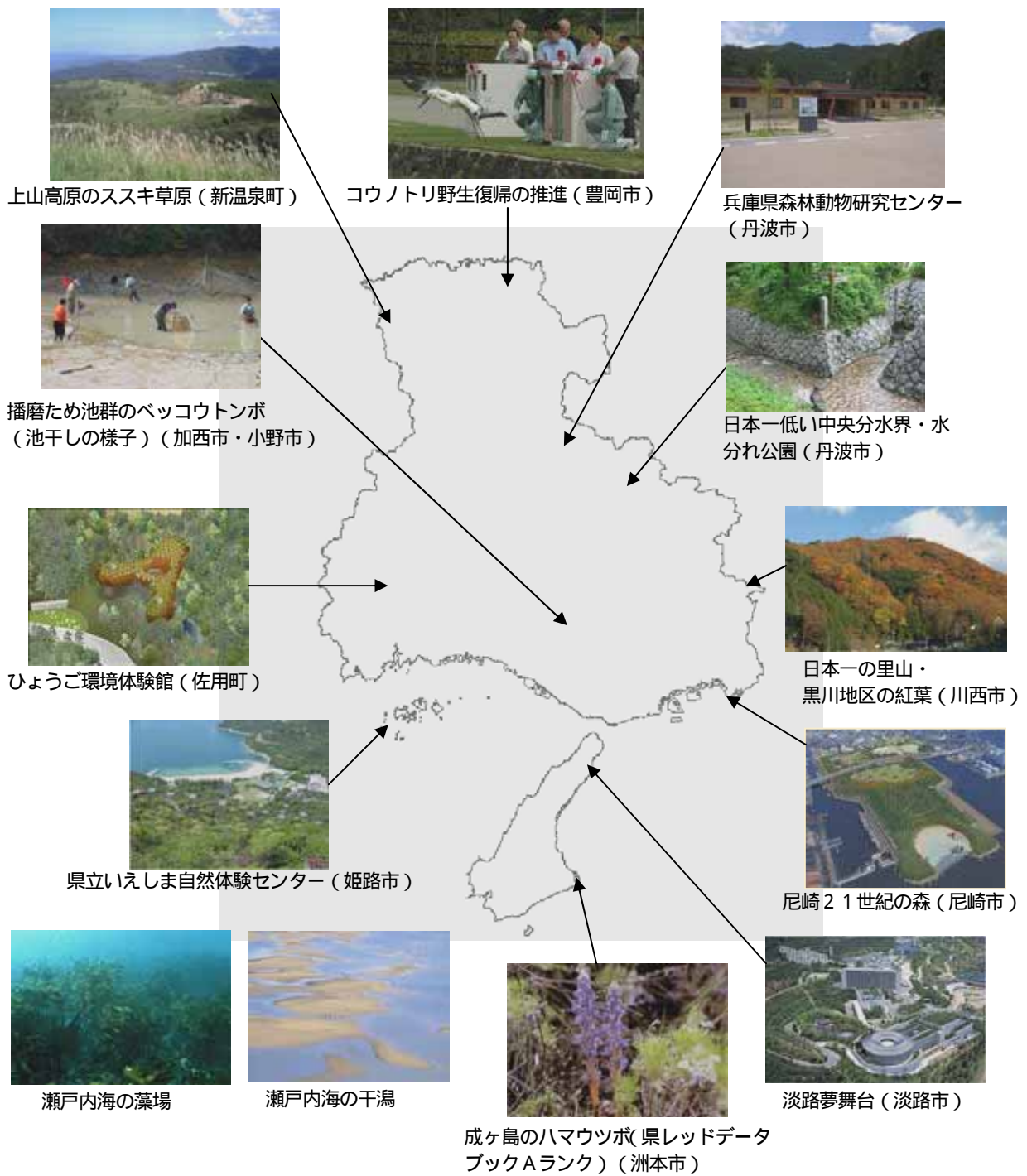


図2-2 兵庫県における生物多様性保全の取組等

## 第4節 地域環境負荷

### 1 現状

- ・地域における大気汚染や水質汚濁等については、様々な環境保全対策を講じてきた結果、長期的には大幅に改善され、近年は横ばいの傾向にある。

#### 環境基準の達成状況（平成19年度）

- ・一般環境大気測定局（二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質）  
二酸化硫黄は46測定局全てで、二酸化窒素は55測定局全てで、それぞれ環境基準を達成している。また、浮遊粒子状物質については、長期的評価で55測定局のうち54局で環境基準を達成しており、未達成は三田市役所の1局である。
- ・自動車排出ガス測定局（一酸化炭素、二酸化窒素、浮遊粒子状物質）  
一酸化炭素は24測定局全てで環境基準を達成している。二酸化窒素は、30測定局のうち29測定局で環境基準を達成しており、未達成は、国道176号（宝塚市）の1局である。また、浮遊粒子状物質については、長期的評価で26局のうち24局で環境基準を達成しており、未達成は国道2号（神戸市垂水区）及び県道明石高砂線（明石市）の2局である。
- ・騒音の状況  
主要な道路沿道の騒音測定の結果は、69測定地点のうち、39測定地点で、全時間帯（昼、夜）で環境基準を達成している。しかし、22地点では全時間帯（昼、夜）で環境基準未達成、8地点では一部の時間帯で環境基準未達成である。
- ・有害大気汚染物質  
環境基準が設定されているベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンは7地点全てで環境基準を達成している。
- ・ダイオキシン類  
大気（14地点）、水質（32地点）、底質（32地点）、地下水（4地点）及び土壌（10地点）の測定地点全てで環境基準を達成している。
- ・公共用水域  
健康項目については、河川214地点中202地点で環境基準を達成している。  
（健康項目：人の健康の保護に関する項目で、カドミウム、全シアン、鉛等26項目）  
生活環境項目は、河川では長期的には改善傾向。海域では横ばい傾向。  
（生活環境項目：生活環境の保全に関する項目で、河川のBOD、海域・湖沼のCOD等）  
河川BOD：39水域中38水域で環境基準を達成している。  
海域COD：26水域中21水域で環境基準を達成している。  
海域N、P：9水域中8水域で環境基準を達成している。  
湖沼COD：1水域中1水域で環境基準を未達成である。  
湖沼P：1水域中1水域で環境基準を達成している。
- ・地下水質  
概況調査において、148地点中141地点で環境基準を達成している。

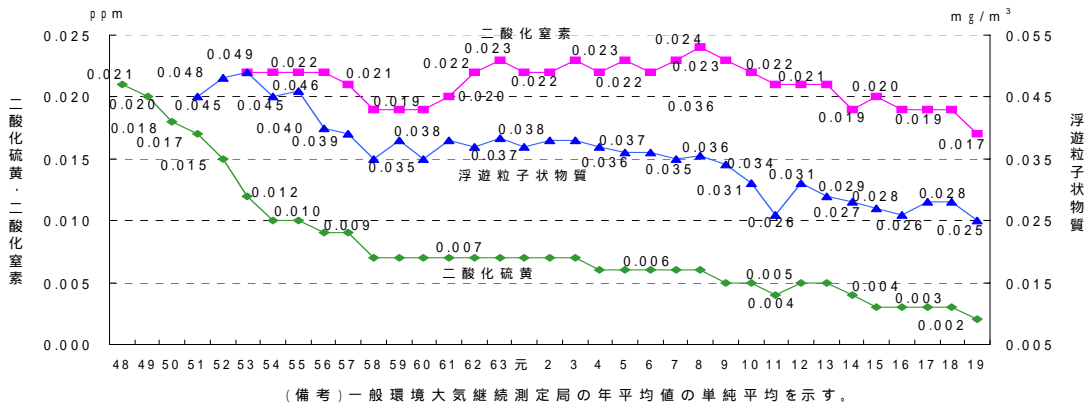


図 2 - 3 一般環境大気汚染の推移

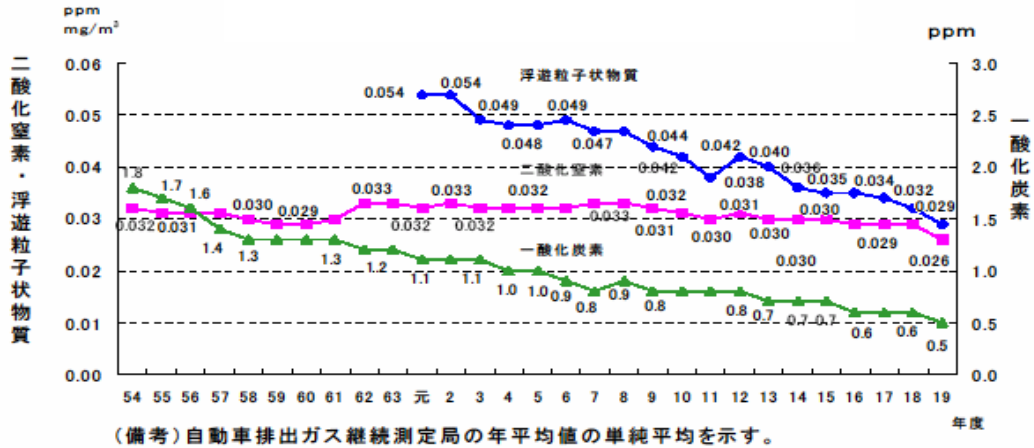


図 2 - 4 自動車排出ガスによる大気汚染の推移

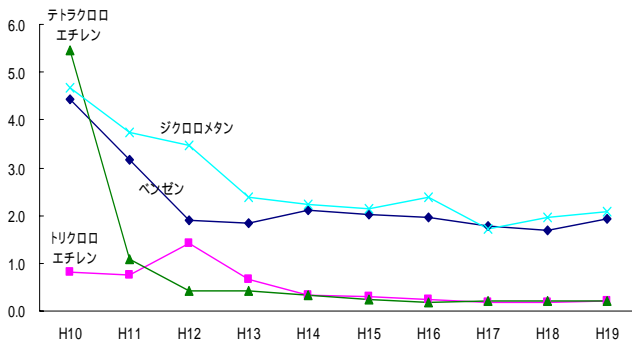


図 2 - 5 一般環境大気汚染の推移

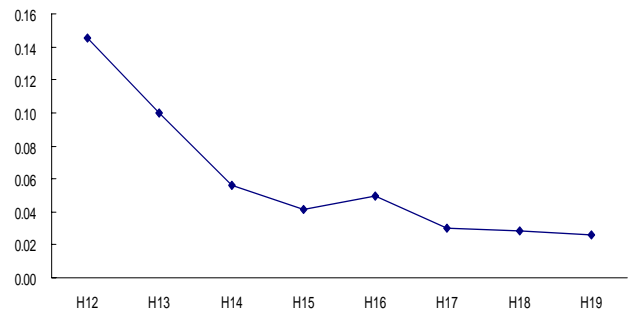


図 2 - 6 ダイオキシン類の大気環境中濃度の推移

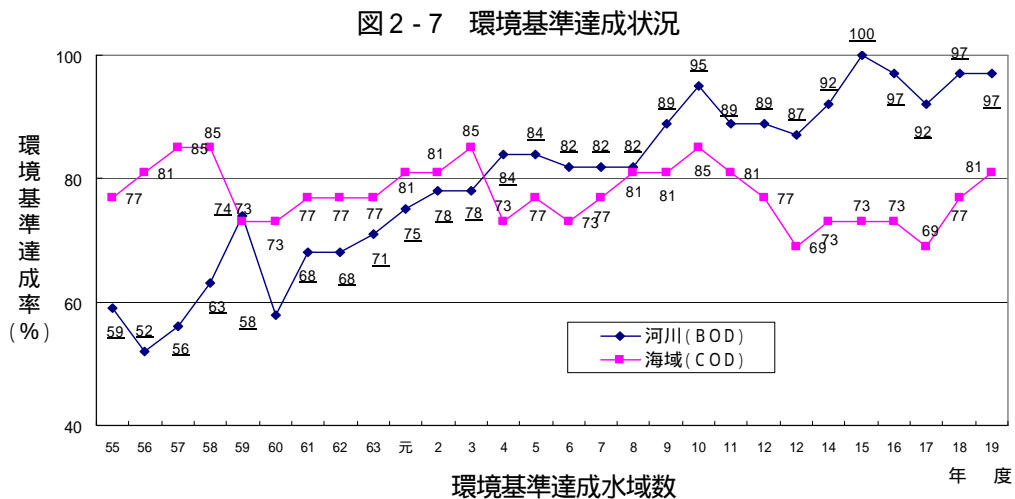


図 2 - 7 環境基準達成状況

- ・阪神東南部地域における二酸化窒素、浮遊粒子状物質の環境基準の達成をより確実なものとするため、国に先駆けてディーゼル自動車等運行規制を開始（平成16年（2004年））し、自動車NOx・PM法対象地域外からの規制基準に適合しない車両の流入規制を実施している。
- ・大阪湾については、夏季を中心に底層が貧酸素状態となり、青潮が発生する等の問題を生じている。このため、平成19年8月に第6次総量削減計画を策定し、瀬戸内海に流入するCOD・窒素・りんを削減することとしている。
- ・規制基準の遵守状況を監視するため、大気汚染防止法や水質汚濁防止法等の環境法令に基づく工場・事業場等への立入検査を実施するとともに、大規模工場・事業場等に対する環境法令の遵守を徹底するため、公害機動隊を設置（平成19年（2007年））し、大気・水質・廃棄物等の各分野に及ぶ総合的な立入検査を実施している。
- ・下水道整備などの生活排水対策を進めるため、「生活排水99%大作戦」（平成3～16年度（1991～2004年度））及び「生活排水99%フォローアップ作戦」（平成17年度（2005年度）～）を展開してきた結果、平成18年度（2006年度）末の生活排水処理率は全県で97.3%、全国第2位となっている。
- ・大気汚染防止法が改正され、光化学オキシダントや浮遊粒子状物質の生成原因となる揮発性有機化合物の排出規制が始まり（平成18年（2006年））、立入検査等により、排出状況の把握を行っている。
- ・アスベスト含有建築物解体等の工事における環境汚染防止対策を強化するため、条例による規制対象を拡大（平成17年（2005年））するとともに、平成19年（2007年）には、パーフルオロオクタン酸（PFOA）等による水質汚染について、緊急環境調査を行うなど、有害化学物質対策を推進している。
- ・国道2号線などの幹線道路沿道や山陽新幹線鉄道沿線、大阪国際空港周辺地域で、騒音のモニタリングを実施しているが、環境基準が達成されていない地点が見られる。
- ・地球温暖化による影響とヒートアイランド現象に伴う都市の高熱化で、熱帯夜の出現日数の増加が観測されているため、平成17年度（2005年度）に「兵庫県ヒートアイランド対策推進計画」を策定、その推進を図っている。
- ・土壌汚染対策法が平成15年（2003年）2月に施行され、土壌汚染状況調査が行われることになったことから、土壌汚染が発見され、指定区域に指定される土地が増大している。
- ・自らが大規模な事業者である県は、他の事業者や消費者に率先垂範すべく、平成10年（1998年）度から「環境率先行動計画」に基づき、環境負荷の低減に取り組んでおり、現在、「ステップ3（計画期間：平成17年（2005年）度～平

成 22 年 (2010 年) 度)」として、目標達成に向けた環境にやさしいオフィス活動を行っている。



公害機動隊



ディーゼル自動車運行規制・街頭検査

## 2 課題

- ・環境基準が未達成の地域の解消、貧酸素水塊の発生等の環境上の障害の解消に向け、引き続き環境保全対策を実施していく必要がある。
- ・ディーゼル自動車等運行規制について、規制の効果を検証し、規制内容の見直しや支援策の必要性等を検証する必要がある。
- ・今後も既存のアスベスト含有建築物・工作物の解体、改修工事が見込まれることから、引き続き、飛散防止対策が適正に実施されるよう監視、指導する必要がある。
- ・有害化学物質について、国や専門機関等と連携し、引き続き速やかな状況の把握や適切な管理・処理等を推進していく必要がある。
- ・「兵庫県ヒートアイランド対策推進計画」に基づき、県民・事業者・行政が一体となり、エネルギーの有効利用による人工排熱の低減、建築物の屋上・壁面緑化、公園緑化などのより一層の推進が必要である。
- ・光化学オキシダントや浮遊粒子状物質濃度などの地域の環境質に影響を与える他国からの越境汚染の実態を把握する必要がある。
- ・県が取り組んでいる「環境率先行動計画」に基づく環境負荷低減については、気候という確定要因に左右されやすく、目標達成を確実にするため、一層の省エネ行動が必要である。

## 第 5 節 環境の担い手づくりと地域づくり

### 1 現状

- ・幼児期からシニア世代までのそれぞれのライフステージに応じた環境学習・教育を総合的・体系的に展開している。

ひょうごっこグリーンガーデン推進事業 (幼児期の環境学習)

ひょうごっこグリーンガーデン実践園 (幼稚園・保育所) 数 : 平成 19 年

度 200 園、平成 20 年度 300 園

ひょうごグリーンスクール事業（学齢期の環境学習）

環境体験事業：平成 19 年度 212 校、平成 21 年度全校実施

ひょうごグリーンサポートクラブ推進事業（成人期の環境学習）

各県民局に地域環境学習コーディネーターを配置、ひょうごグリーンサポート運営協議会を設置し、地域の支援体制を整備

- ・県内各地で各主体の参画と協働による環境保全・創造活動が展開されている。  
ナチュラルウォッチャー登録者数：11,170 名（平成 18 年 12 月末現在）  
地球温暖化防止活動推進員：350 名 協力員：56 名（平成 19 年 8 月末現在）  
環境保全・創造に取り組む非営利活動団体数（ひょうごボランタリープラザ登録団体数）：756 団体（平成 19 年度末現在）  
兵庫県瀬戸内海環境保全連絡会・地域別研修会参加者数：延べ 2,237 人（平成 18 年度）
- ・豊岡市におけるコウノトリ野生復帰に向けた取組のように、環境保全への取組を地域経済の活性化に結びつけ、環境と経済の好循環を実現する地域が現れてきている。
- ・「ひょうごの森・川・海再生プラン」（平成 14 年（2002 年）策定）に基づき、地域住民やNPO等民間団体などで構成する流域協議会によって、失われた自然や健全な水循環の再生・回復を目指し、地域住民自らの参加による流域ごとに特色ある取組が行われている。



ひょうごっこグリーンガーデン



コウノトリ育（はぐく）む農法の取組

## 2 課題

- ・環境学習・教育の推進による人材育成については、長期的な取組が必要であり、総合的かつ体系的な取組を継続していく必要がある。
- ・県内各地で展開されている各主体の参画と協働による環境保全・創造活動をより一層促進するため、様々な支援を講じていく必要がある。
- ・環境保全と地域活性化の両立に成功している先進的な取組を積極的に情報発信し、県内及び全国に広げていく必要がある。



- ・エコツーリズムを推進し、地域を訪れる「交流人」の地域の自然を知りたい、地域資源を活用したいという力を生かし、地域固有の自然環境の保全や地域活性化を図っていく必要がある。
- ・震災の経験を活かし、地域において、防災・減災の視点を取り入れた環境保全対策を講じていく必要がある。

### 第3部 環境施策の基本理念

#### 1 基本目標

健全で恵み豊かな環境は、生きものの生存基盤であり、我々人類の経済、文化等の発展のよりどころでもある。環境は、先人から受け継いだ貴重な財産であり、現在世代で消費しつくすことなく、次世代に継承することは私たちの重大な責務である。さらに、20世紀の「大量生産・大量消費・大量廃棄」で損なわれた環境を再生し、質の高い環境を次世代に継承することも必要である。

地球環境問題の深刻化として、「地球温暖化の危機」、「資源の浪費による危機」、「生態系の危機」の3つの危機があるが、これらはお互いに関係している。大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会は、生産や流通過程で化石エネルギーの大量消費を伴うとともに、焼却処理等の廃棄物処理の過程でも温室効果ガスを排出し、地球温暖化を悪化させる。また、地球温暖化の急速な進行には、動植物は適応できず、脆弱な生態系に悪影響が生じる。このように、地球環境は、ひとつの出来事が別の出来事を生み、この出来事はまた別の出来事を生むという具合につながっており、私たちが始めた人為的な活動の連鎖は、遠く私たちが制御できないところまでつながろうとしている。

かつては、地域における人の諸活動の影響の範囲は、地域への環境負荷として狭い地域に限られていたが、それが連動して今では空前の規模で地球自体を変えようとしている。過去において何十年も何百年も要した変化が今は数年で生じており、この惑星の生命維持システムの基盤に変化を与えつつある。

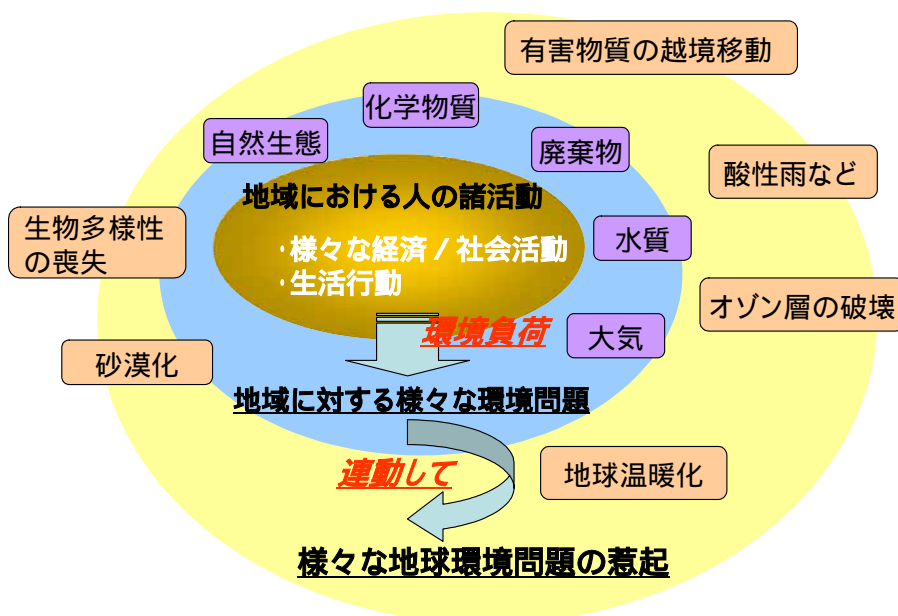


図3-1 地域での人の諸活動による環境負荷が地球環境問題を惹起！

環境から再生産される以上のものを奪わない範囲で、すべての人にとって快適な生活水準を達成し、維持する道を見出す必要がある。

そのために、人と自然、人と人との共生のきずなを強め、地球的視野での共生と循環ならびに取り返しのつかないリスクを回避するための予防原則に基づいた取組を旨としつつ、人と環境が適正な調和を保つことにより、将来の世代や他の生物の生存を保証し、環境の恵沢を将来に継承してかつ発展が可能な社会である「環境適合型社会」を実現することが求められている。

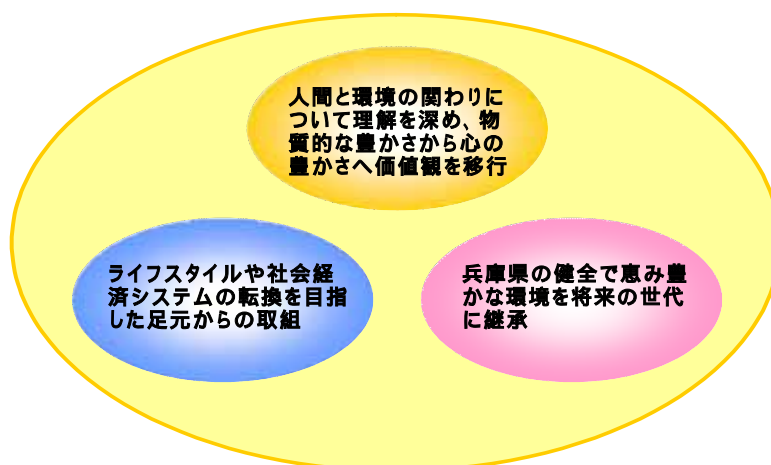


図3-2 環境適合型社会の考え方

また、兵庫県は、北は日本海、南は太平洋を臨む広大な県土に豊かで多様な自然と文化に恵まれ、長い歴史と伝統に支えられており、「日本の縮図」とも言われている。日本の縮図・兵庫で独自に培われた公害規制、閉鎖性海域の環境対策、自然再生の取組をはじめとする環境保全・自然再生の取組を生かしつつ、これからの環境適合型社会形成の全国の先導モデルとなる様々な施策を構築し、積極的に発信していく必要がある。

このため、

**次世代に継承する“環境適合型社会”の実現**

～日本の縮図・兵庫から全国に発信できる先導モデルの構築～

を基本目標とする。

次世代に継承する“環境適合型社会”の実現に向けた仕組みづくりを行うためには、人間活動を地球の環境容量内に収めつつ、すべての人々が安全で質の高い生活を享受できる社会を実現することの必要性を踏まえ、資源生産性の向上、再生可能エネルギーの導入、生態系保全等により、環境・経済・社会が協調して持続的に発展するためのシナリオづくりを行い、長期的視点に立った環境施策の展開方向を提案していく必要がある。

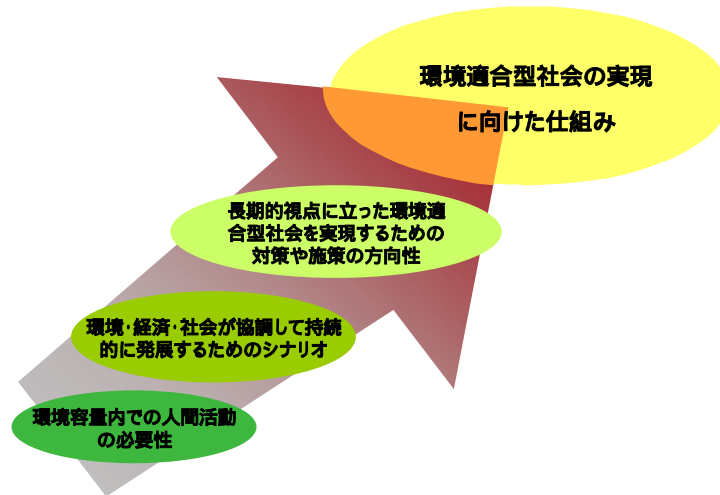


図 3 - 3 環境適合型社会の実現に向けた仕組みづくり

基本目標の達成を目指した環境施策の展開を進めるため、次の 4 項目を施策の目標として設定する。

- ・地球温暖化の防止：国が掲げる 2050 年までに温室効果ガス排出量の 60～80%削減を目指すという長期目標及び削減のための推進方策を踏まえつつ、地域におけるあらゆる主体が協働して、必要な取組を先導的に進めることによる低炭素社会の実現
- ・循環型社会の構築：限りある資源を有効活用するという観点から、大量生産・大量消費・大量廃棄を見直し、環境への負荷を低減するため、廃棄物減量化への不断の取り組みによるゼロエミッション社会の構築  
このため、一般廃棄物の 1 人 1 日当たり排出量の都道府県別全国ランクをベスト 16 (上位 1/3) 以内にする。
- ・生物多様性の保全：最新の科学的知見と先進的な科学技術水準に留意しつつ、健全で恵み豊かな環境の時代を取り戻すことによる本県の風土に根ざした豊かな生態系の保全と回復
- ・地域環境負荷の低減：過去の公害の経験を活かし、科学的知見の充実と環境情報の公開・共有化を図るとともに、規制的手段の的確な施行による地域での環境負荷の低減と新たな環境汚染の防止

## 2 施策を進めるための基本的な視点と施策の考え方

施策の目標を進めるにあたって、次に掲げる5つを基本的な視点として施策を進めることとする。

### (基本的な視点1)

県民・事業者・行政などの各主体の“参画と協働”による環境保全・創造に向けた更なる意識・行動の変革

阪神・淡路大震災の経験から様々な分野における県民・NPO・事業者・行政等の各主体の参画・協働が進んでいることを踏まえ、県内各地域において各主体が連携して環境保全・創造に取り組み、その取組がさらなる地域住民の意識・ライフスタイルの変革につながる好循環の実現を促進する。

このような意識・ライフスタイルの変革を社会経済システムの転換につなげることにより、温室効果ガスの大幅削減を可能にする低炭素社会、資源循環により環境への負荷を低減する循環型社会、自然の恵みを将来にわたって享受できる自然共生社会の実現に向けた施策を展開する。

### (基本的な視点2)

“環境学習・教育”による“環境”を感じ“命の大切さ”を理解する人づくり

生命の大切さや生命の連鎖を実感するとともに、将来世代に及ぶ環境問題について自らの問題として関心を持ち、環境負荷の少ないライフスタイルや社会経済活動に積極的に取り組む人材育成が重要であることから、全員参加により地域、世代を超え、ライフステージに応じた体験型環境学習・教育を推進する。

また、県内各地域の県民をはじめ様々な主体が、地域特有の風土や文化に対する理解を深め、地域環境を持続可能なものにするよう様々な形で連携して環境保全・創造に取り組む地域コミュニティづくりを進める。

( 基本的な視点 3 )

“ 自然再生・創造 ” による人と自然が共生できる地域づくり

本県は多様な自然に加え、自然と共生した暮らしの中で育まれてきた里山やため池などの多様な環境により、豊かな生物多様性を有している。近年、利便性や効率を求めるライフスタイルの変化とともに、人と自然との関わりが薄れ、貴重な自然環境が失われつつある。

本県ではこれまで、コウノトリの野生復帰、土砂の採取跡地を郷土の森として再生する「淡路夢舞台」の整備、里山林の再生、「豊穰の海」と呼ばれた瀬戸内海の再生、20世紀の工場跡地を22世紀の人々へ森としてつなぐ「尼崎21世紀の森」構想など、自然の再生・創造に向けた先進的な取組を、県民の参画と協働のもと積極的に進めてきた。今後も、本県の有する豊かで多様な自然の再生・創造を進め、次世代へと継承し、人と自然が共生できる地域づくりを推進する。

( 基本的な視点 4 )

環境保全が経済活動に好影響を与え、経済活動が環境保全・創造をもたらす“環境と経済の好循環”の構築

環境と経済の好循環の構築を目指し、環境ビジネスの活性化を図るとともに、問題点と効果を考慮しながら、政策手段（税制、温室効果ガス排出量取引制度、自主協定等）や事業者の自主活動（自主取組、カーボン・オフセット等）といった市場メカニズムを活用する取組の導入を推進する。

また、地域環境を保全しつつ地域経済の活性化を図るため、環境保全型農業による高付加価値農産物の生産、環境保全活動を軸とした農山村と都市住民の交流、自然環境を生かしたエコツーリズム等を推進する。

( 基本的な視点 5 )

“ 予防原則 ” に基づく環境施策の機動的な展開による安全・安心な社会づくり

地球温暖化の進行、生物多様性の危機、化学物質の環境リスクなど、今日の環境問題はますます複雑化・多様化しつつあり、科学的な因果関係が十分に証明されていない状況にあっても、そのことを理由に対策を講じない場合、将来世代に及ぶ取り返しがつかない影響がもたらされる可能性がある。これまで、“ 予防 ” という用語は、被害の未然防止 (Prevention Principle) の観点で用いられることが多かったが、科学的不確実性のある状況下で適切に判断し行動するための原則であるとの考え方に立って施策を進めることが必要である。

すなわち、環境問題に対する警戒を深め、深刻なあるいは不可逆的な環境の保全上の支障が生じるおそれがある場合、科学的因果関係の証明が不完全であることをもって措置を延期する理由とせず、より慎重な配慮のもとに適時・適切な措置を講じていく「予防原則 (Precautionary Principle)」が重要である。

## 第4部 環境施策の展開方向

基本目標の達成に向け、5つの基本的な視点を踏まえつつ、「地球温暖化の防止」、「循環型社会の構築」、「生物多様性の保全」、「地域環境負荷の低減」及び「環境保全・創造のための地域システム確立」の5つを環境施策の展開方向として掲げる。

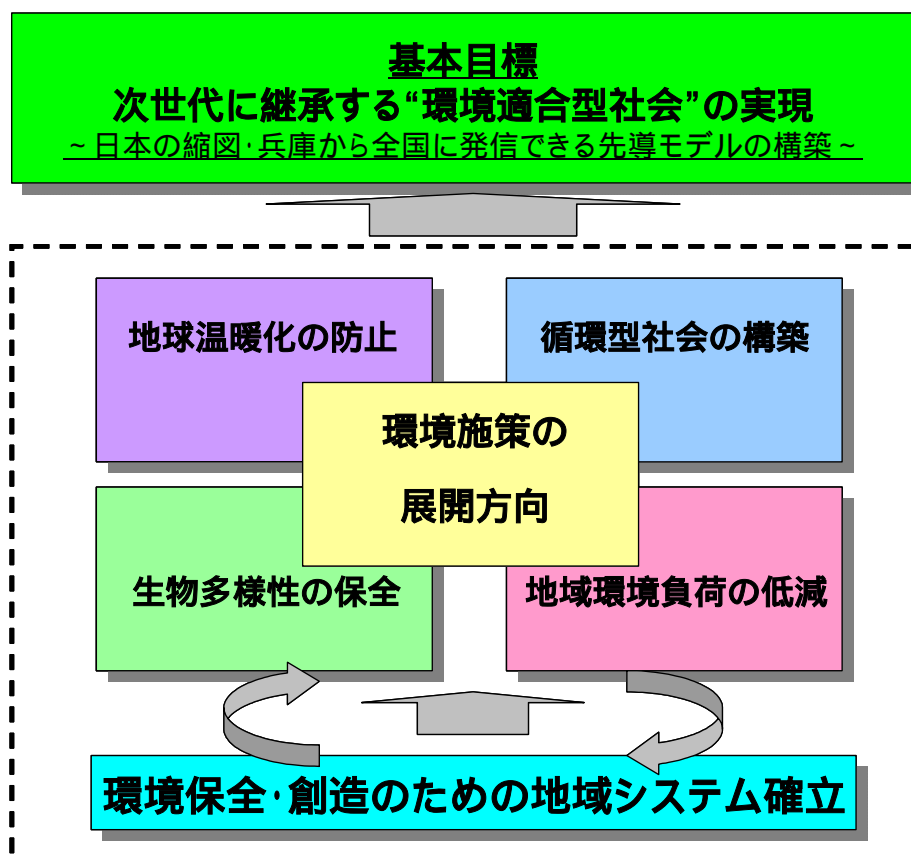


図4-1 環境施策の展開方向

### 第1章 地球温暖化の防止

#### 1 温室効果ガス削減と経済発展を同時に達成する低炭素社会の実現 施策推進の考え方と方向性

地球温暖化による気候変動がもたらす重大な影響を回避するためには、2050年までに、全世界の温室効果ガスの排出量を基準年（1990年）の水準から半減する必要があり、日本としては、現状比で60～80%の削減が必要との方針が示されている。

石油等の化石燃料に依存した大量消費に生活の豊かさを求める画一的な社会から脱却し、家庭や地域コミュニティとの繋がりを重視し、健康や安全・安心、自然との共生、もったいない（無駄な使用をしない）の心などに価値をおくことにより生活の質を高める社会を目指す必要がある。一人ひとりがこのような選択をすることが、温室効果ガスの排出を自然が吸収できる量以内にとどめる低炭素



社会を実現する第一歩となる。

本県では、新兵庫県地球温暖化防止推進計画に基づく総合的な施策を着実に実施するとともに、大規模事業所<sup>1</sup>への削減目標強化の指導、条例対象規模未満の中小事業所<sup>2</sup>に対する要綱による排出抑制計画の策定の指導、省エネ家電の普及促進などの追加対策により、平成22年度の温室効果ガスの排出量を平成2年度比で、同計画の目標値である6%を超える11%程度の削減の達成に努める。

- \*1 燃料・熱・電気の使用量の合計が原油換算で3,000k /年以上の事業所
- \*2 大気汚染防止法の届出事業所で燃料・熱・電気の使用量の合計が1,500k /年未満の事業所

低炭素社会の実現のためには、あらゆる部門において、温室効果ガスの排出量を最小化する取組を実践することが当然であると認識される社会システムが必要である。

そのため、平成22年度末までに、議論が深まるポスト京都議定書の枠組みや国の施策体系を踏まえた検討を行い、「長期を見すえた温室効果ガスの大幅な削減」を目標とする次期温暖化防止推進計画を策定し、低炭素社会の実現を図る。

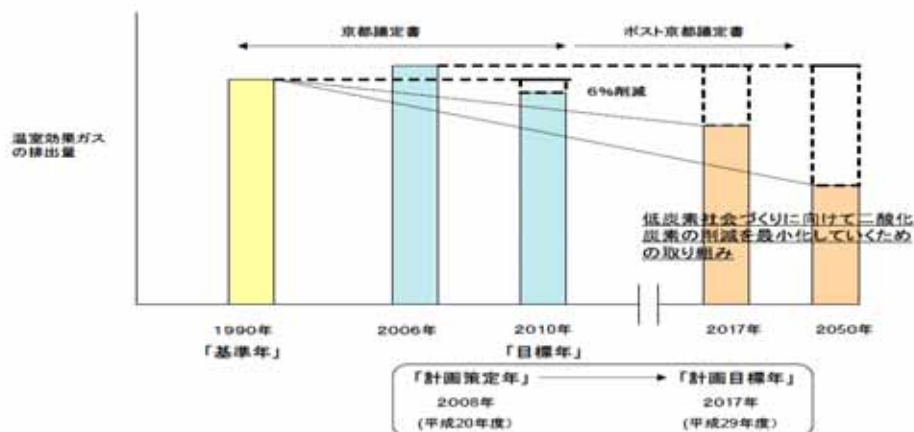


図4-2 低炭素社会実現に向けたイメージ

#### 施策の進め方

県内の温室効果ガス排出量の7割近くを占める産業部門では、大企業が中小企業等に資金、技術を提供することにより、中小企業等で削減できた排出量の一部を大企業の削減量としてカウントできる排出量取引（兵庫版CDM方式）の制度化を図る。

さらに、生産エネルギーの高効率化のための技術開発、高効率省エネ機器の導入、バイオマス燃料等の再生可能エネルギーの利用拡大等により、低炭素製品製造のための優れた環境技術を有する企業、革新的な環境技術を開発する企業が新たな資金を調達できる仕組み（環境金融商品、税制、助成等）づくりを推進する。

排出量の伸びの大きい民生部門では、省エネの実践など県民のCO<sub>2</sub>削減の環境行動を促進するため、その行動を行った者に経済的インセンティブを付与するエコポイント制度や削減努力をしても避けられないCO<sub>2</sub>排出量を見積もり、それに相当する他の削減活動に投資することなどにより相殺するカーボンオフセット等の導入に向け検討を進める。

様々な部門でカーボン・ミニマムの取組を実践できる最適化技術が確立され、選択、利用できるシステムの整備を促進するとともに、消費者が商品やサービスを選択する際には、その商品やサービスが製造から廃棄・リサイクルまで一連の過程を通じて排出するCO<sub>2</sub>量が分かる情報（見える化情報）を提供するためのルール化とインフラの整備を図る。

また、人口や社会資本の集積に応じたコンパクトな街づくりや省エネ住宅の普及、CO<sub>2</sub>吸収源としての森林の整備、維持管理や休耕作地のエネルギー資源作物栽培への活用を図るなどの農山村活性化策等を推進する。

## 2 太陽光、風力、バイオマス等のグリーンエネルギーの大幅導入 施策推進の考え方と方向性

太陽エネルギー、風力エネルギー、廃棄物エネルギー、小水力発電、バイオマスエネルギー等、地域ごとに特色あるエネルギー資源を効率的に地産地消できるよう、地域全体でグリーンエネルギーの導入を図る。

また、燃料電池やコージェネレーションシステムのような新エネルギーの技術開発等にも着目し、低炭素社会の実現を図る。

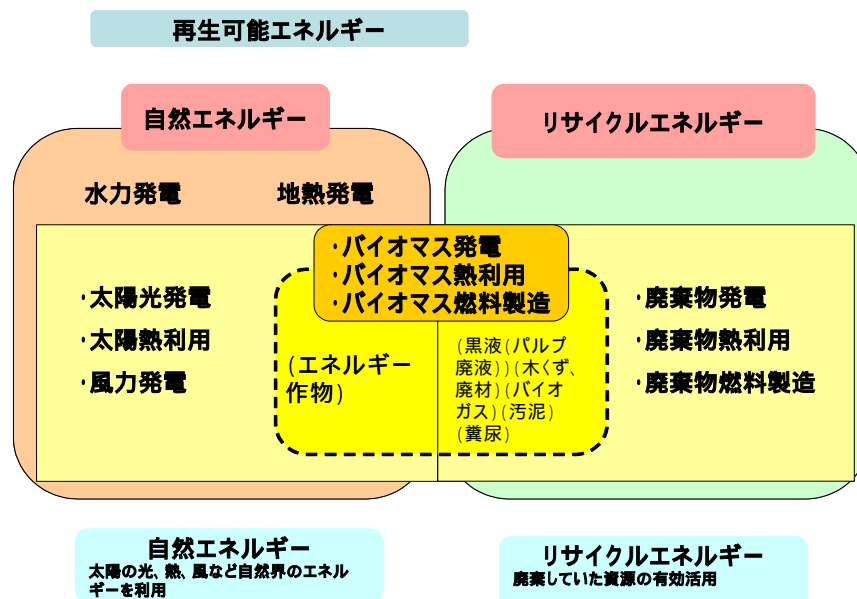


図4-3 再生可能エネルギー

## 施策の進め方

太陽光発電、風力発電については、グリーンエネルギー10倍増作戦を達成することを当面の目標とする。(平成22年度の太陽光発電と風力発電を併せた発電容量を平成14年度の10倍にする。)

住宅用の太陽光発電施設の設置には、多額の初期投資が必要なことから補助制度を設けているが、更なる普及を図るため、太陽光発電の導入促進モデル事業等検討会を設置し、余剰電力の買取価格を当初高く、後年低くする傾斜価格の設定など、インセンティブが働く方策について検討する。

バイオマス燃料としては、木質系固形化燃料、バイオディーゼル燃料(BDF)、バイオエタノール、バイオガスなどがあり国においては、京都議定書目標達成計画で平成22年度に輸送用燃料として、原油換算50万kのバイオマス燃料を導入することを目標としている。このため、バイオエタノールの製造、バイオエタノールを直接混合したガソリンの利用に係る実証事業、バイオエタノールから製造したETBE(エチルターシャルブチルエーテル)を混合したガソリンの流通実証事業が実施されている。

また、バイオマス・ニッポン総合戦略推進会議において、2030年までに国産バイオマス由来燃料の大幅拡大の方向性が打ち出され、コスト低減のための技術開発が始まっている。

県内では、廃食用油や菜種油からバイオディーゼル燃料を製造、使用する先導的な取組が行われているが、全県的な広がりには至っていないことから、バイオ燃料導入促進計画を策定し、その普及を図る。

さらに、廃棄物焼却施設や下水道終末処理場からの廃熱等の未利用エネルギーを工場・事業所が有効活用できるようなインフラ整備の可能性について検討を行い、その利用を推進する。



図4-4 地域のバイオマスの効率的な活用

参考:バイオマス日本総合戦略

### 3 環境に配慮した持続可能なまちづくりの推進

#### 施策推進の考え方と方向性

人口や経済活動の過度の集中や生活様式の変化等により、都市部におけるエネルギー消費は集中・増加の傾向にあり、自動車に起因する大気汚染や騒音問題に加え、地表面被覆の人工化や人工排熱の増加に伴うヒートアイランド現象、大量の廃棄物の発生・投棄、緑や身近な自然の減少など、都市特有の環境問題が深刻化しつつある。

そのため、都市における健康で快適な生活環境の確保を目指し、環境負荷を可能な限り低減させた持続可能な都市構造の形成（まちづくり）を推進する必要がある。

#### 施策の進め方

##### ア．環境負荷の少ない住まいへの転換

エネルギーや資源への配慮、周辺環境との調和を考え、さらに住む人が健康で快適に暮らせるような住まいや構造、設備について長期にわたり良好に使用するための措置がなされた住まい（長期優良住宅）の普及に努めることとし、自然エネルギーや燃料電池等の新エネルギー、高断熱・高気密のための技術、構造躯体の耐久性向上等長期使用のための技術等の住宅への積極的な導入を促進する。

##### イ．環境負荷の少ない都市構造への転換

地域冷暖房等のエネルギーの面的利用やグリーンエネルギーの利用を促進するとともに、建築物総合環境評価手法（CASBEE）の導入による建築物の省エネルギーや自動車利用の抑制等による人工排熱の低減、建築物の屋上緑化・壁面緑化、建築物の敷地の緑化やグラスパーキング等による都市緑化の推進、既存施設の有効利用、市街地のスプロールの抑制と拠点となる市街地等への都市機能の集約化など、環境負荷の低減に向けた都市構造の転換を図る。

##### ウ．環境負荷の少ない交通システムへの転換

公共交通機関の利用促進、LRT等の新交通システムの導入検討、燃料電池車や水素自動車の率先導入、渋滞緩和に向けた交差点等の道路改良、物流システムのグリーン化、低公害車の導入促進、エコドライブの推進等を図るなど、環境負荷の低減に向けた交通システムの転換を図る。

### 4 環境負荷の少ないライフスタイルへの変革

#### 施策推進の考え方と方向性

持続可能な循環型社会を実現するためには、「まったなし」の地球環境を見据え、地域から日常生活を見直し、環境に配慮した生活、環境の質の向上への取組

を促進し、環境と調和した新しいライフスタイルを構築することが求められる。「節電やエコドライブ等の省エネ生活を徹底する」、「ムダな買い物はしない」、「大事にものを使う」、「グリーンコンシューマー運動により環境にやさしい買い物をする」、「ごみを決められた種類ごとに分別する」、「環境学習・教育や環境保全活動に参加する」などの行動により、生活の中で、地域の環境に関心と「畏敬の念」を持ち、あらゆる無駄なエネルギーの消費を削減する持続可能な社会へ向けた新しいライフスタイルへの転換を目指す必要がある。

#### 施策の進め方

県民の生活や事業活動に係る環境負荷の低減を図るため、県民が生活の中で行うことのできるグリーン購入、公共交通機関の積極的な利用、マイバッグ持参等の省エネルギーの促進、ごみの分別・減量、環境美化活動や緑化活動への参加等を促進する。

また、県民の主体的な行動を大きく育むために、女性団体や消費者団体、行政、企業、環境活動団体等の様々な主体が参画する全県的なネットワークを構築しながら、こうしたネットワークから生まれる主体的な活動を積極的に支援するとともに、県民や民間が行う新しいライフスタイルの研究や提唱に資するよう、参画と協働の理念の下、積極的に情報を提供する。

## 第2章 循環型社会の構築

### 1 廃棄物の一層の排出抑制と廃棄物の資源化・再利用による物質循環の確保

#### 施策推進の考え方と方向性

廃棄物の発生は、人間の活動において避けて通れないものであり、産業活動の発展とともに、暮らしが物質的に豊かになるにつれて、廃棄物の発生量も増大し、その処理がさまざまな環境問題を生じてきた。

「もったいない」精神の重要性を認識し、限りある資源の有効活用を図り、大量生産・大量消費・大量廃棄型の従来の社会のあり方やライフスタイルを見直し、天然資源の消費抑制と環境への負荷の低減を目指した「循環型社会」の形成が喫緊の課題となっている。

このため、循環型社会の形成に向け、まず、できる限り廃棄物の発生を抑制し、次に、廃棄物となったものについては、再利用、再生利用、熱回収の順にできる限り循環的な利用を行い、それでも廃棄物として排出されるものについては適正処理を確保する必要がある。

今後、再資源化を組み込んだ健全な物質循環の促進、事業活動に伴う環境負荷の低減とリスク管理の実施、あらゆる主体の参画と協働、法制度や経済システム等の新たな仕組みづくりにより、企業や県民一人ひとりが廃棄物の発生者責任を

自覚し、連携しながら、それぞれの役割を果たし、廃棄物の一層の排出抑制と廃棄物の資源化・再利用による物質循環の確保を図り、循環型社会の形成を目指す。

そのため、地域の特性を生かした循環型社会という観点が必要である。地域の特質に応じたその地域の循環資源に着目したよりきめ細かな取組が重要である。例えば、希少金属が含まれる家電製品を都市鉱山、廃食用油を都市油田ととらえるなど、農山漁村地域、中小都市域、大都市域ごとの地域特性に応じた循環資源の積極的な利活用を進めていくこととする。

また、こうした地域特性に応じた取組を進める一方、重厚長大産業が集積し、多くの環境産業が立地することにも着目し、循環資源の広域的な収集と産業の技術・インフラ・ノウハウ等を応用し、相互に連携を図ることで、循環資源の有効活用と天然資源の効率的利用に努めていくこととする。

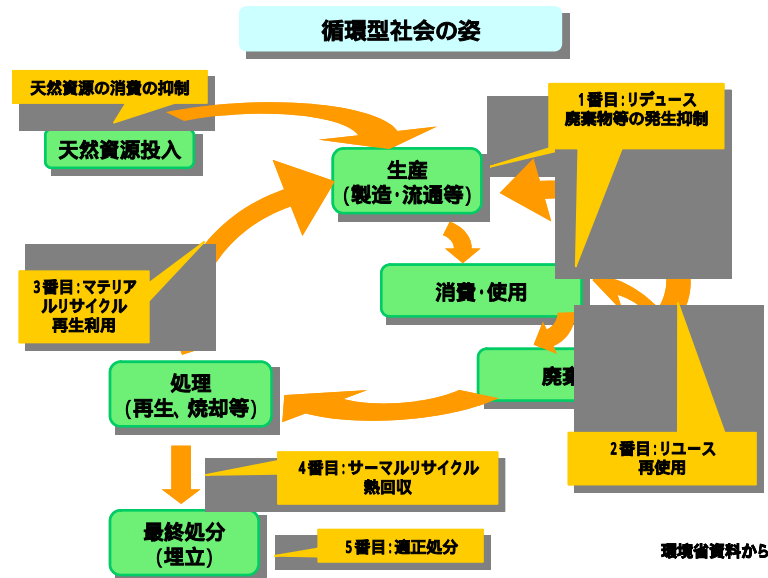


図 4 - 5 循環型社会の姿

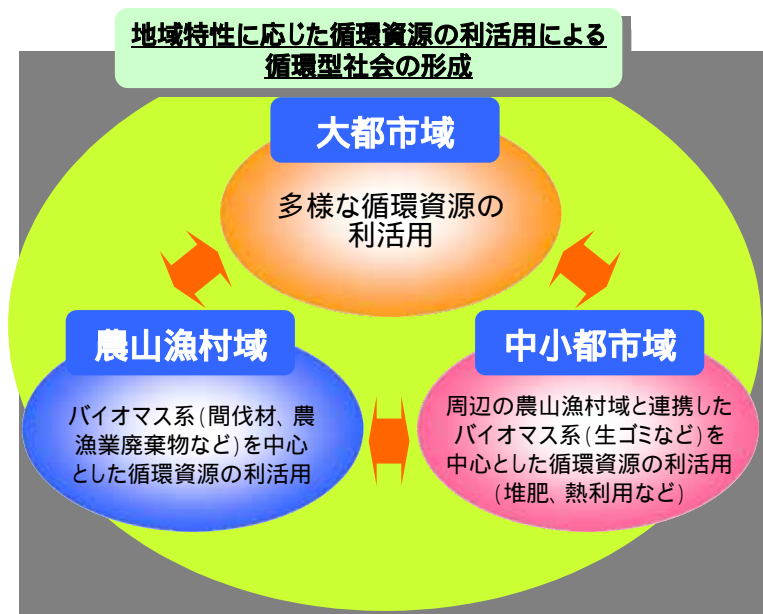


図 4 - 6 地域特性に応じた循環資源の利活用による循環型社会の形成

企業群の集積に着目した地域横断的な循環資源の効率的な利活用による循環型社会の形成

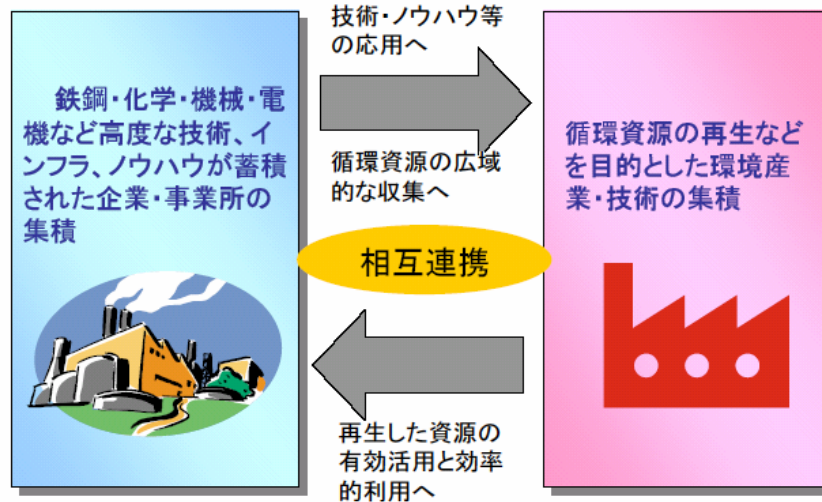


図 4 - 7 企業群の集積に着目した地域横断的な循環資源の効率的な利活用による循環型社会の形成

循環型社会の形成推進のための体系

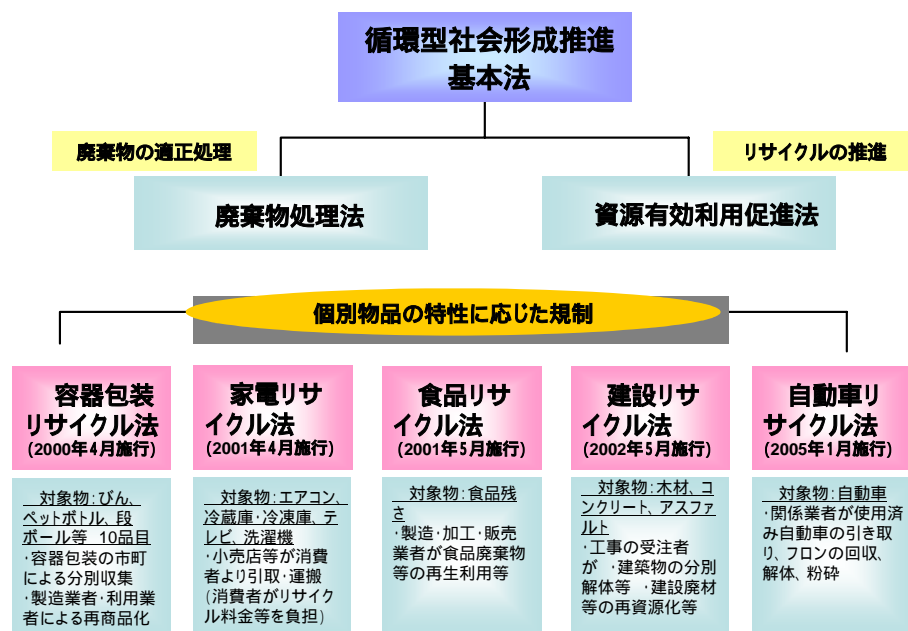


図 4 - 8 循環型社会の形成推進のための体系

施策の進め方

ア 廃棄物の発生抑制

生活系ごみの減量化のため、ごみの有料化が進んでいない市町のごみ有料化を促進するとともに、事業系ごみの減量化のため、ごみ処理料金の適正化（有料化、従量制料金の明確化等）を促進する。

ひょうごレジ袋削減推進会議でとりまとめた「レジ袋削減推進に係るひょう

ご活動指針」に基づき、県民・事業者・行政の参画と協働のもと、全県的にレジ袋の削減を推進する。

また、空き缶、牛乳パックの回収や簡易包装の実施など、ごみの減量化や再資源化に取り組む店舗等を「スリム・リサイクル宣言の店」として指定し、事業者、県民、行政が一体となったごみの減量化等を図る。

さらに、産業廃棄物の多量排出事業者に対して、減量化・再資源化計画の提出を求めるとともに、発生量の多い汚泥について、汚泥排出抑制・減量化マニュアルを作成し、産業廃棄物協会、環境保全管理者協会等を通じ事業者削減指導を行う。

#### イ 再使用・再資源化

エコラベル等の認定制度を活用したリサイクル製品の利用促進、需要拡大を図るとともに、エコタウン推進会議と連携し、リサイクル製品の開発・利用を促進する。

また、廃家電について、兵庫方式の運用の徹底を図るとともに、特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法 対象：テレビ、冷蔵庫、エアコン、洗濯機）対象以外の家電についても収集システムの構築について検討を行うとともに、レアメタルが含有され有効利用が求められている携帯電話等の使用済み電気・電子製品のリサイクルの促進を図る。

リサイクルが進んでいない一般家庭の廃蛍光管の収集方法を検討し、廃蛍光管リサイクルシステムを構築のうえ、市町での取組を展開するとともに、産業廃棄物協会、環境保全管理者協会等を通じ大規模事業所の取組促進を図る。

廃棄物系バイオマスとして利活用が期待されている下水汚泥について、メタン醗酵・原燃料化や溶融スラグの建設資材・コンクリート二次製品への使用拡大を図るとともに、焼却灰の有効利用について検討を行う。

「エコタウン推進会議」で、先導的なリサイクル技術について、調査・研究を実施しているが、一層の有効利用が期待される間伐材（木製遮音壁、木製柵、燃料等）、鉄鋼スラグ（藻礁、海底覆砂）等の実用化研究と技術普及による製品化等を進める。



健全な物質循環を促進し、環境と経済が調和した持続可能な循環型社会を構築していくためには、使用済み製品等の資源をリサイクルするための受け皿施設の確保が不可欠であり、「ひょうごエコタウン構想」を推進する。

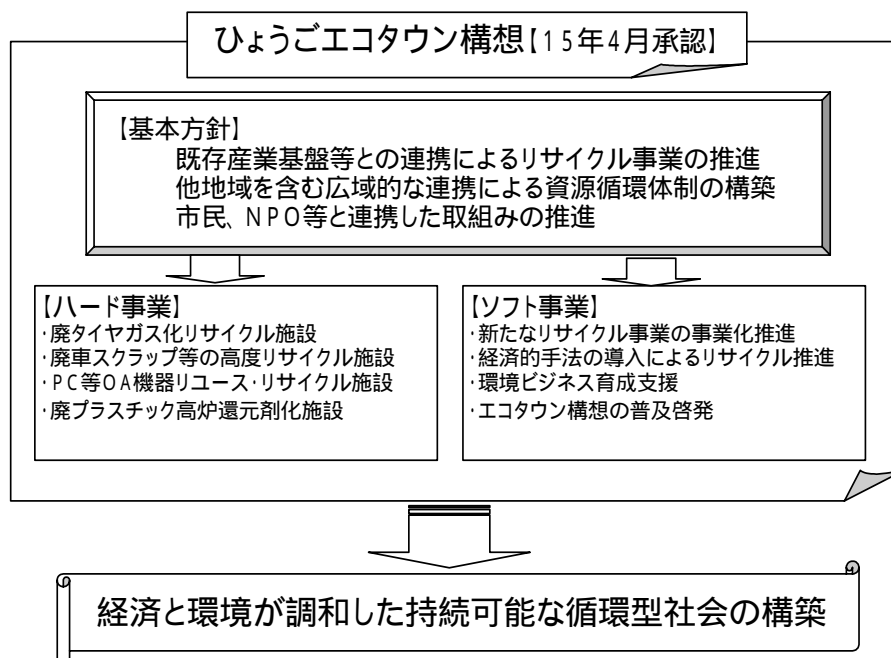


図4-9 ひょうごエコタウン構想

空き缶の散乱を防止するとともに、貴重な資源の確実な回収を図るためには、使用済み容器の回収に一定の経済的インセンティブ（誘因）を与えるデポジット制度が有効であるため、先導的かつ主体的な取組を進める事業者の活動支援を行い、兵庫型デポジット制度（預かり金ではなく、協力者に対し、割引サービスなどの特典を与えるシステム。相生市では、空き缶1本につき磁気カード1ポイント加算され、300ポイントで相生市指定ごみ袋と交換している。）による容器回収システムの構築に努めるとともに、より幅広い主体の参画によりシステムの普及拡大を図るため、事業主体として新たに地域団体等を追加し、拠点整備の推進を図っていく。

## 2 廃棄物の適正処理の推進

### 施策推進の考え方と方向性

産業廃棄物の不法投棄の未然防止、適正処理の確保を図るため、兵庫県では、排出事業者の責務強化、地域ぐるみの不法投棄未然防止活動など種々の施策を展開しており、大規模事案は減少したものの、件数は横ばい傾向であり、内容については悪質化の傾向が見られるため、引き続き、不適正処理の未然防止と不法行為に対する厳正な対処を進める必要がある。

今後、廃棄物不適正処理対策を強化するとともに、監視体制、ボランティア等を活用した不法投棄通報体制の強化を図り、地域住民と連携して「不法投棄を許さない地域づくり」の推進を図る。

#### 施策の進め方

排出事業者、処理業者に対し、産業廃棄物の適正処理の遵守を徹底していくとともに、廃棄物処理業者を対象とした講習会や情報交換を通じ、リサイクル業者の育成や指導、知識の普及に努める。

不法投棄を防止するため、地域における不法投棄防止意識の高揚をめざし、住民と合同監視パトロールの実施や、自治会への監視カメラの貸出、郵便局、JA、宅配業者や自治体等の協力を得た不法投棄通報体制の充実などにより、不法投棄を許さない地域づくりを推進するとともに、不法投棄に対する厳格な対応を行う。

また、不法投棄された廃棄物は、行為者に対し原状回復を求めるとともに、行為者が不明な場合等により地域住民の生活環境に支障が生じている事案に対しては、「兵庫県不適正処理適正化推進基金制度」等を利用して、原状回復を推進していく。

大阪湾圏域での最終処分場の確保や市町・事業者では処理が困難な廃棄物の処理のため、大阪湾広域臨海環境整備センターや(財)兵庫県環境クリエイトセンターなど公共関与による適正処理を推進していく。

### 第3章 生物多様性の保全

#### 1 生物多様性保全のための基本方針の策定

##### 施策推進の考え方と方向性

兵庫県においては、多様な環境と温暖な気候といった地理的要因の下、古くから独自の地域文化が栄え、多くの人々が自然の恩恵を受けて生活を営んできた。しかし、開発等の人間活動や中山間地域における人口減少・高齢化による人間活動の縮小等により、野生生物種の減少、里山の荒廃、藻場・干潟の減少等海域の自然環境の質の悪化などが進行するとともに、地球温暖化が生態系に及ぼす影響が懸念されている。

また、人が自然とふれあい、自然を感じる機会が失われつつあり、人が、日常の生活感覚において、自然と無関係に存在しているかのような誤解さえ生じている。

このようななか、コウノトリが野生復帰できる田、川、里山が、地域の多くの人々の理解と行動によりもたらされたことは、世界に誇れる県民の成果であり、この他にも県内には、上山エコミュージアム、播磨ため池ミュージアムの取組をはじめ、各地で自然環境保全・再生に向けた様々な取組が進められている。しか

しながら、様々な成果の蓄積はあるものの、各種施策が個別・分散的に進められているため、生物多様性保全のための基本的な方針を策定し、豊かな生物多様性を将来にわたって継承し、その恵みを持続的に享受できる「自然共生社会」の構築をめざす必要がある。

#### 施策の進め方

人と自然の博物館をはじめとする県内の専門機関との連携の下、地域において種の絶滅を防ぐなど、生物多様性の保全と豊かな自然の恵みを持続的に利用していくための基本となる「生物多様性ひょうご戦略（仮称）」を策定し、劣化した生態系を回復するとともに、侵略的な特定外来生物の防除等により野生動植物種の保全を図るなど、生物多様性の保全に向けた取組を総合的・体系的に推進していく。

## 2 野生動植物の保全と共生

#### 施策推進の考え方と方向性

野生動植物は、生態系の中における物質循環の担い手として自然環境のバランスの維持に寄与し、大気、水、食べ物や医薬品等をもたらしている。また、狩猟、釣り、鑑賞等の対象として我々の生活に潤いを与えている。一方、人間活動は、野生生物の生息・生育に影響を及ぼし、また、野生生物と人との軋轢も生じている。このため、野生生物を保全するとともに、野生動物と人との共生を図るための取組を推進する。

#### 施策の進め方

貴重な野生生物や植物群落等を保全するため、兵庫県版レッドデータブックの常時点検、見直しを行い、必要な改訂を進めるとともに、採取や捕獲等人為の影響により、種の存続に支障をきたしている野生動植物については、環境の保全と創造に関する条例に基づく指定野生動植物種としての指定の必要性、有効性等の検討や自然公園条例に基づく保全のための指定に関する基準・指針の検討を進める。また、生物多様性の観点から保全すべき森林や沿岸域などの開発は極力抑制することを基本とし、土地利用の改変にあたっては、兵庫県版レッドデータブックを踏まえた野生生物や植物群落等への影響評価などにより、これらの保全を図るとともに、生息・生育に配慮した各種整備事業を推進し、他の生息空間との相互移動が可能となるよう生息・生育地の連続性（エコロジカル・ネットワークの構築）が図られるよう配慮する。

さらに、野生動物との共生を図るため、人との軋轢を引き起こす野生動物の生息地や個体数、被害等の保護管理を科学的、計画的に推進する。あわせて、野生動物の行動生態の研究を踏まえた生態的バランスのとれた森づくりを推進する。

### 3 県民総参加による森づくりの推進

#### 施策推進の考え方と方向性

環境問題への関心が高まり、森林の有する水資源の確保、土砂災害の防止、地球温暖化防止などの公益的機能への期待が高まる中で、間伐の遅れや里山林の荒廃など森林の劣化が進み、公益的機能が十分に発揮できない状況にある。

そのため、森林整備への公的関与を充実するとともに、県民総参加の森づくりを推進し、森林の再生を図る。また、森林の防災機能の強化を図り、災害に強い森づくりを推進する。

#### 施策の進め方

木材価格の低迷等により林業生産活動が停滞していることから、間伐未実施の人工林が増えている。こうした森林は、雪害や風害等の自然災害に弱く、下草の消失に伴う土壌の露出による川下への土砂の流出が懸念されている。そのため、間伐が必要な人工林について、間伐実施率100%をめざして公的に間伐を実施していく。

また、かつて燃料や農業用肥料を採取するために人間が利用することで維持されてきた広葉樹二次林や松林などの集落周辺の森林を「里山林」と呼び、里山林を中心に、地域社会の文化や生活と密接な関係を持つ集落、田畑、景観を含めて「里山」と呼んでいるが、集落周辺の天然林である里山林が放置され、景観の悪化や生物多様性の低下など荒廃が進みつつあり、その結果、生産の場としても価値が低下し、無秩序に開発される恐れが生じている。そのため、里山林の地形、立地、植生等の状況に応じて整備を進め、環境保全機能を重視するとともに、自然体験や環境学習・教育の場などの文化・教育機能を重視した里山林の再生を推進する。

さらに、間伐や柴刈り等の森づくりを実践する森林ボランティアを育成するとともに、「企業の森づくり制度」の推進や森林の大切さに対する県民の理解と関心を高める森林環境教育・イベント等の実施を通じた県民総参加による森づくりを推進する。

また、過去の台風災害を踏まえ、森林の防災面での機能強化を早期・確実に進めるため、急傾斜等により防災機能を強化する必要がある森林について、緊急防災林整備、里山防災林整備、針葉樹林と広葉樹林の混交林整備、野生動物育成林整備等を実施し、災害に強い森づくりを推進する。



森林ボランティア講座での間伐実習  
(多可町)



災害に強い森づくりの推進  
(現場見学会の開催)(丹波市)

#### 4 里地・里山・里海等の自然再生の推進

##### 施策推進の考え方と方向性

雑木林や水田からなる田園風景や沿岸域の景観は、我々に安らぎをもたらすとともに、様々な生きものを育てている。これらは人が適切に自然に関与することで形成されてきた身近な自然である。これら身近な自然は、都市化等の開発の影響を受けるとともに、放置が進むことによる劣化が進んでいることから、持続可能な活用を図るとともに、自然再生への取組を進める。

##### 施策の進め方

多様な野生生物が生息・生育する里地・里山は、自然を単に利用するだけではなく、自然と共生し、自然から持続的に恵みを受取る先人の知恵、技術、伝統に培われたもので、これを将来世代に引き継いでいかななくてはならない。さらに、人間活動の影響等により失われた自然を再生することが求められている。このため、今日の社会情勢を踏まえ、個々の地域にふさわしい管理や利用、再生のありかたを地域住民、環境NPO、事業者、学識者等の様々な主体の参画と協働により、検討し、実現していく。

特に、本県では、北摂地域の台場クヌギに代表される里山林における取組をはじめ、里山林やススキ草原、ブナ林、ため池の再生などの取組が各地で行われており、これらをさらに推進する。

また、瀬戸内海には、底質の悪化、貧酸素水塊の発生、干潟・藻場の喪失により、生物生息環境が悪化している海域があり、漁獲量の減少等の問題が生じている。このため「里海」を「適切に人の手が加えられ続けることによって高いレベルの生物多様性と生物生産性が維持された豊かで美しい海域」と定義し、里地・里山と同様、様々な主体の参画と協働による取組を検討し実現していく。そして、瀬戸内海を再生するための新たな法整備に関する国等への働きかけなどを継続するとともに、播磨灘西部沿岸域における「播磨灘の里海づくり事業」や、尼崎港及び西宮市御前浜における水環境再生に向けた実証実験や環境学習などの具体的な取組を推進する。

さらに、産業構造の変化の中で多くの遊休地が発生するなど、地域活力が低下している尼崎臨海地域を魅力と活力あるまちに再生するため、人々の暮らしにゆとりと潤いをもたらす緑豊かな自然環境を創出し、森と水と人が共生する環境創造のまちづくりをめざす「尼崎 21 世紀の森構想」を推進する。

里地・里山、里海は、人々の身近な自然であり、環境学習・エコツーリズムの場としての活用を促進するとともに、先進的な自然再生活動事例を収集、整理し、県民をはじめとする様々な主体の自然再生活動への参画を促し、活動の活性化を促進するための指針を作成する。

加えて、里山林整備事業や多自然型の川づくりなどを継続的に実施するとともに、公共工事に環境配慮型技術や工法を積極的に採用するなど、自然再生に努める。



尼崎 21 世紀の森（尼崎の森中央緑地） 西宮市御前浜での環境学習（植物探し）

## 5 外来生物対策の推進

### 施策推進の考え方と方向性

外来生物による生態系等への被害を防止するため、外来生物についての知識の普及啓発を図るとともに、農林漁業被害対策、人への被害対策、生態系保全対策を進める。

### 施策の進め方

外来生物がいったん定着した場合には排除が困難なことから、新たな外来種の進入の予防と早期発見のため、外来種にかかわる関係者間のネットワーク形成や、地域における外来種の情報の収集、監視システムの構築を図り、県内の外来生物の種や生息域等を整理してリスト化し、啓発するとともに、定着した外来種の地域の実情に応じた適切な防除を進める。

また、農業の分野での被害が増加していることから、対象市町がアライグマの防除を進めるための指針を作成したところであり、今後とも適切な対応を行う。

外来生物に関する情報は県民に十分に浸透しているとは言えない状況にあることから、ペットとして飼われていた外来種の自然界への放置禁止の徹底を図るとともに、外来生物に関する理解を深めるための啓発や外来種防除のための指針等の検討を進める。

## 6 地球温暖化の影響への対応

### 施策推進の考え方と方向性

ブナの生育地の変化など気候変動が原因と考えられる野生生物の生育状況の変化の把握に努め、その結果を野生生物の保全や自然再生の活動に反映させていく。

### 施策の進め方

生物は、その生息・生育環境の変化に対して、その場所で進化するか又は生息・生育できる場所に移動することにより適応しているが、地球温暖化の影響は、生物が適応できない速度で進行し、避けられない危機となりつつあることが、現実のこととして危惧されている。また、外来生物の侵入に関しても、温度上昇が大きく影響すると考えられる。

生態系への影響がどの程度生じるかは明らかではないが、本県の野生動植物の変化を観察し、地球温暖化による影響を受けやすい種や適応力の高い種を把握するなど、県下の生態系への地球温暖化の影響に関する情報を地域住民やNPO等の様々な主体が共有することにより、野生動植物の保全や自然再生の取組等に活用する。

## 7 自然とのふれあいの推進

### 施策推進の考え方と方向性

自然から心のゆとりや潤いを享受するとともに、生物多様性に関する理解や自然への畏敬の念を深めるためには、日常の生活や余暇等の様々な場面において、豊かで多様な自然とふれあえることが必要である。また、人々が日常的に自然を大切に思い、様々な主体が生物多様性の保全活動に取り組むことが重要である。このため、自然とのふれあいの場の整備、自然とのふれあいや保全活動の支援を推進する。

### 施策の進め方

自然にふれあう機会をより多く確保するため、自然観察会等のイベントをはじめ、生物多様性を考える機会や場の拡大を図る。特に、国立公園、国定公園、県立自然公園や里地・里山、里海など、自然をフィールドとしたエコツアー等環境学習の場の広がりを図るとともに、兵庫の自然ふれあいマップやインターネットを通じた情報の提供等を進める。

さらに、自然保護指導員、環境NPO、ナチュラルウォッチャーリーダーなどの活動を通して、自然公園や自然環境保全地域をはじめ、自然地の適切な利用と保全の充実を図りながら、自然とのふれあいを推進する。

また、人の生活や事業活動の様々な分野に及んでいることから、生物多様性の

保全に関しては、様々な分野における活動主体の自覚的な保全への働きかけが、それぞれ相互に関連し合いながら進められることが必要である。

このため、県民、NPO、事業者、行政等のあらゆる主体が参加できるように支援・働きかけを行い、連携を図りながら生物多様性の保全の取組を進めていく。

都市及びその近郊においては、良好な自然環境を回復・確保し、日常生活における自然とのふれあいを確保する観点から、風致地区、特別緑地保全地区、近郊緑地保全区域などの各種制度を活用した緑地の保全、都市公園などの整備、緑化を計画的に進めるとともに、公園や緑地などにおける環境学習・教育、自然体験活動、自然の中での遊びなどを積極的に推進する。

また、山陰海岸国立公園は、地形・地質が変化に富み、地質の博物館とも言うべき優れた価値を有していることから、地質遺産として保全するとともに、学術的価値や自然景観の魅力を広くPRするため、ユネスコが支援するジオパークの登録に向け、関係府県や市町等と連携した取組を進める。

## 第4章 地域環境負荷の低減

### 1 地域的な環境問題の解決

#### 施策推進の考え方と方向性

工場・事業場を原因とする公害は一定の改善が見られるが、依然として大気に係る二酸化窒素、浮遊粒子状物質の環境基準、幹線道路沿道、山陽新幹線鉄道沿線、大阪国際空港周辺地域における騒音の環境基準を達成していない地域があり、その解決を図るため、引き続き交通公害対策を推進する。

また、ディーゼル自動車や工場から排出される直径2・5マイクロメートル以下の微小粒子状物質「PM2・5」については、環境基準の設定等に向けた国の動向を踏まえ、適切な措置を講じる。

大阪湾で夏季を中心に発生している貧酸素水塊を改善するため、流入する汚濁負荷を削減する等の対策を引き続き講じる。

また、有害物質による環境汚染の遺産として、地下水、土壌の環境基準を達成していない地域が県下各地に見られ、土壌汚染対策法に基づく指定基準を超過する土壌が次々に発見されていることから、引き続き地下水・土壌汚染対策を推進する。

#### 施策の進め方

交通公害対策として、環境の保全と創造に関する条例に基づく自動車運行規制等交通に係る環境保全措置、局地汚染の緩和措置となる交差点、道路構造等の改良及び道路緑化を推進する。

大阪湾の環境改善については、流入する汚濁負荷量の削減、合流式下水道の改



善、自然を活用した環境改善施策等を進める。

さらに、地下水・土壌汚染対策として、新たな局地的な汚染が明らかになった場合、その汚染範囲を特定し、汚染の除去等の適切な対応を講じる。

また、今後も既存のアスベスト含有建築物・工作物の解体、改修工事が見込まれることから、引き続き、飛散防止対策が適正に実施されるよう監視、指導していく。

## 2 環境影響を未然に防止する取組

### 施策推進の考え方と方向性

我々は過去の公害の経験から、環境汚染は発生してからでは対応が困難なことが多く、未然防止が重要であることを学んだ。このため、現在の環境法令に基づく規制による未然防止に努めるとともに、将来起こりうる環境へのマイナス影響に対する予見方法や予防の手法について産学官の連携を図る。

さらに、環境の汚染実態の調査を進め、その結果により必要な措置を講じていくとともに、工場等における自主的な取組を促進するための措置を講ずる。

また、大規模な開発整備事業において、事業を環境負荷の少ないより望ましいものとしていくため、環境影響評価の適切な運用を推進する。

### 施策の進め方

環境汚染を未然に防止するため、従来の規制的手段に加え、環境情報の公開・共有化を進めるとともに、事業者自らが環境負荷の低減を実施するため、企業におけるCSRの重要性などについて、意識醸成を促す。

さらに、環境技術開発の拠点づくりによる産学官による共同研究・開発等を進めるとともに、事業者に対するグリーンエネルギーの普及啓発事業を実施し、地域環境負荷の低減を図る。

加えて、県自身も経済活動の主体として大きな位置を占めることから、計画的な環境負荷削減に努め、率先した社会貢献と事業者等との連携によるノウハウのフィードバックを図る。

また、県民、事業者、行政の各主体の参画と協働という趣旨から、環境影響評価制度の運用においては、公平さ及び客観性が確保され、相互の信頼に基づき、情報公開も含め、手続が透明かつ民主的に実施されるよう徹底する。

さらに、事業のより早い段階から、県民等の参加を図りつつ、環境への配慮を行い、重大な環境影響を早期に回避する仕組みである計画段階環境アセスメントについては、環境省や国土交通省でガイドラインが策定されるなど検討が進められている。これらの動向を踏まえつつ、ケーススタディーの実施等制度化への検討を進める。

また、光化学オキシダントや浮遊粒子状物質濃度等の地域の環境質に影響を与える他国からの越境汚染の実態の把握に努める。

### 3 有害化学物質対策

#### 施策推進の考え方と方向性

規制対象の化学物質をはじめ、規制対象となっていない化学物質についても安全性等の情報収集・把握を進め、化学物質リスク監視体制の構築を図る。

#### 施策の進め方

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律に基づき、工場等における化学物質の使用実態を把握するとともに、大気汚染防止法、水質汚濁防止法等の規制対象物質となっている化学物質の排出規制を行う。

また、フッ素化合物類やフタル酸エステルなどのうち、大気汚染防止法、水質汚濁防止法等の規制対象となっておらず、健康への影響のおそれがある物質について調査研究を進め、県内の環境中の実態を把握し、工場等における自主的な取組を促進するとともに、必要に応じて規制措置を検討する。

また、PCBを含むトランス、コンデンサ等の廃棄物については、「兵庫県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」に基づき適正な処理を推進していく。

## 第5章 環境保全・創造のための地域システム確立

### 1 環境の担い手づくり

各主体間の連携の下、ライフステージに応じた「体験」「発見」を中心とする環境学習・教育を積極的に展開することにより、環境を大切に思う「価値観」「こころ」を育み、環境保全・創造に向け積極的に行動する担い手“ひょうごエコ・プレーヤー”の創出を図る。

#### (1) 連携・役割分担による環境学習・教育の推進

##### 施策推進の考え方と方向性

学校、地域、社会、職場、サービス提供の現場等の様々な場において、社会を構成する多様な主体によって、適切な役割分担の下、相互に連携して環境学習・教育に取り組むなど、パートナーシップを促進する。

##### 施策の進め方

以下のとおり、多様な主体が連携し、様々な場において環境学習・教育を推進していく。

##### ア．学校・教育機関、大学・研究機関

学校等においては、児童・生徒に対して、環境に関する意識や環境倫理の醸成、知識の習得等を実現する環境学習・教育を実施する。また、環境学習・

教育カリキュラムの開発や教員の研修等を主体的・積極的に行う。

大学等の研究機関は、学校、地域等との連携の下、新たな学習・教育方法を研究するとともに、環境学習・教育の専門的人材を養成する。

#### イ．地域団体

本県の環境学習・教育の推進力として、地域における環境学習・教育の主体となるとともに、学校や企業等の取組を支援する。

#### ウ．企業・事業者

事業における環境負荷の低減や環境配慮型経営の実現に向けた企業内教育を行うとともに、地域の一員として地域の環境学習・教育の支援や環境保全活動に積極的に参画する。また、環境配慮型製品の購入やリサイクルの推進等に向けて、生活者の意識啓発を行う。

#### エ．行政・中間支援組織

行政にあっては、地域の実情に即した活動を促進するため、地域団体、中間支援組織等に対し必要な支援を行う。また、中間支援組織にあっては、NPO等の地域団体に対し情報提供、コーディネートを行い、多様な主体の交流・連携を支援する。

特に、地域団体に対しては、民間団体等の設立支援、運営相談、活動支援資金等の情報提供、連携を求める団体や個人間の連携・マッチング支援等の活動支援、また企業・事業者に対しては、環境学習・教育のインセンティブづくり、活躍の場の紹介、中小企業へのカリキュラム作成支援等といった活動支援を行う。

## (2) ライフステージに応じた環境学習・教育の推進

### 施策推進の考え方と方向性

ライフサイクルを通じてエコライフを実践できるよう、各ステージに応じて質の高い環境学習・教育を推進することにより、ライフスタイルの変革をもたらすとともに、参加者の裾野の拡大を図る。

### 施策の進め方

#### ア．グリーンガーデン（幼児期の環境学習）

家庭において「もの」を大切にすることや環境に配慮した生活習慣を身につけさせる。また、日常生活や集団生活の中で、体全体で自然と親しめる機会を与え、豊かな感受性を育み、自然の希少性、生命・環境の大切さを体感させる。

具体的には、県下の幼稚園、保育所を「ひょうごっこグリーンガーデン実践園」に指定し、幼稚園、保育所を実施主体とし、地域住民等の協力を得て、

自然体験や農作業体験など「生命の大切さ」に気づく体験型環境学習事業を推進していく。

#### イ．グリーンスクール（学齢期の環境学習）

自然学校、環境体験事業、トライやる・ウィーク等の体験型の学習など、地域との連携による体験活動を通じて、生命に対する畏敬の念など生きる力を育成するとともに、環境問題に対する意識の醸成や環境に配慮した社会規範、消費者倫理の涵養と環境に配慮した行動を促進する。

具体的には、総合的な学習の時間や理科、社会等教科の教育活動の中で、学習効果を高めるため、農家や自然観察、生物観察指導者、里山体験指導者などサポーターの支援を得て、校外環境体験学習を推進していく。

#### ウ．グリーンサポート（成人期の環境学習）

日常生活を通じた環境学習・教育の成果を実践するとともに、地域の環境保全・創造活動に積極的に参加し、地域固有の環境や景観の保全・継承の重要性を次世代に教えることが必要である。

具体的には、地域の有識者や地域の代表者、環境体験の支援者の代表等を構成員として地域ごとに設置されている「ひょうごグリーンサポートクラブ運営協議会」を核として、環境学習を支援するグリーンサポーターを積極的に支援していく。

### (3) 環境学習・教育をリードする人材の確保・育成

#### 施策推進の考え方と方向性

地域において専門知識、経験等を有し、環境学習・教育を実施できる企画・運営能力を持った指導者等を養成するなど、環境学習・教育の推進に向けて専門的人材を確保・育成する。

#### 施策の進め方

地域リーダー、教員、企業従事者等向けに研修を実施するとともに、安全性の確保が必要な川・海の環境学習・教育ボランティアや、学校・地域と団体・施設等をつなぐコーディネーター、ファシリテーター等の人材育成を推進する。

これら多様な人材が、各地域におけるサポーターとして登録され、環境学習・教育の推進に携わることができるよう施策連携を図る。

## 2 地域資源の活用とネットワーク化

### (1) 地域資源を活かした環境保全・創造の地域づくり

#### 施策推進の考え方と方向性

本県の自然環境、文化、地域の多様性を生かした環境学習・教育を行うこと

が必要であることから、森、川、海等の様々な空間における各種施設を活用した体験型環境学習・教育の場づくりに努めるとともに、学校と民間団体、地域と企業など関係機関・施設の相互協力を推進することにより、豊富な地域資源を活かした環境保全・創造の地域づくりを進める。

#### 施策の進め方

##### ア．地域の多様な自然・風土を生かした環境学習・教育モデルの創造

県内には河川やため池が多いことから、健全な水循環等を題材とした森、川、海のつながりや生態系についての学習やコウノトリ野生復帰等自然再生についての学習など、学びの資源として兵庫発の環境学習・教育モデルを確立し、発信する。

##### イ．地域の施設、人材等を活用した体験型環境学習・教育の幅広い提供

各種施設や地域の人材、活動場所（フィールド）など、地域の資源を積極的に活用し、県民運動や地域での様々な取組と連携して体験型環境学習・教育の幅広い提供を行う。



はりまエコハウス（佐用郡佐用町）



県立いえしま自然体験センター（姫路市）

## (2) 地域コミュニティ活性化による環境の組織・ネットワークづくり

#### 施策推進の考え方と方向性

NPO等の地域団体は、地域に根ざした取組を推進する実施主体であるとともに、環境学習・教育の地域資源を守り育て、環境学習・教育と環境美化活動等の実践活動の一体的展開を実質的に支える上で不可欠な存在であり、学校・家庭・企業等との間で地域ネットワークを構築する際の結節点として重要な役割を果たすことから、地域コミュニティを活性化させ、環境の組織・ネットワークづくりに取り組む。

#### 施策の進め方

「クリーン但馬 10 万人大作戦」や「淡路全島一斉清掃」などの住民参加による環境美化活動、リサイクルなどの循環型社会形成事業等、環境と関わりの深い活動が多数含まれる県民運動と体験型環境学習・教育との連携を進め、学習と実践の一体的な展開を図る。



海辺の漂着物クリーン作戦(竹野海岸)



淡路全島一斉清掃の様子

### (3) 環境を通じた地域間交流の活性化

#### 施策推進の考え方と方向性

都市においては過度の集中による環境負荷の増大が問題となる一方、農村においては高齢化や人口減少等により環境の維持・管理が困難になるなど、都市・農村それぞれが抱える環境課題は質的に異なっている。このため、それぞれの強みを活かし、連携・交流を進め補完し合うことによって、双方の環境課題の解決を図る必要がある。

また、都市と農村の双方において、自ら暮らす地域の有する自然や景観・町並み等といった地域の魅力を認識し、自分たちの地域に対する愛着や誇りを高める一方、他の地域の魅力にも気づき、都市と農村、地域と地域の間に双方向の人の流れや多面的なつながりが生まれるよう、地域間交流を推進する必要がある。

さらに、美しい自然に親しみたいというツーリズムニーズは大きいことから、自然を活用した交流の機会づくりを進めるとともに、環境保全にも生かしていくことが重要である。

#### 施策の進め方

県下の森・川・海は様々な特性を持ち、同時にそれらは相互につながっている。そのため、失われた自然や健全な水循環の再生・回復を目指し、「ひょうごの森・川・海再生プラン(平成14年(2002年)策定)に基づき、森・川・海再生に係る施策・事業を総合的に推進するとともに、流域に暮らす人々と自然環境とのかかわりを回復させながら、参画と協働のもと特色のある取組を推進し、森・川・海でつながる環境を通じた地域間交流の推進を積極的に図っていく。

具体的には、里山林の整備、多自然型川づくり、藻場の造成などの目標・指標を設定し、森・川・海をつなぐ自然環境の再生に係る事業を総合的に進めるとともに、地域住民やNPO等民間団体などで構成する流域協議会を設置し、地域住民自らの参加による流域ごとに特色ある取組を行っていく。さらに、森・川・海を舞台とした環境学習・教育を推進し、参画と協働の実践の場の提

供や機会の充実を図り、県民による環境の保全・再生に向けた実践活動の促進を図っていく。

また、地域住民、NPO、事業者等の各主体が連携し、人と自然のつながりや地域社会の活性化をめざすエコツーリズムの推進を図る。

#### (4) 専門機関や専門家との交流連携・発信

##### 施策推進の考え方と方向性

地球温暖化をはじめとする様々な環境問題を解決するためには、現状の理解が必要であり、そのためには正確な情報と判りやすい解説が不可欠である。

県下には、生物多様性、地球温暖化、循環型社会形成に関し、様々な専門機関が立地し、その分野において専門家が数多く存在することから、専門家が有する知見、情報の積極的な活用を図っていくことが重要である。

##### 施策の進め方

本県に立地している様々な専門機関の活動支援を通じて、相互の交流・連携が促進されるよう支援していく。

具体的には、地球環境研究支援活動を展開するアジア太平洋地球変動研究ネットワーク（APN）の事務局機能を担うAPNセンターや、（財）地球環境戦略研究機関（IGES）関西研究センター、（財）国際エメックスセンターにおける地球環境問題に関する政策研究の成果や、県立人と自然の博物館や兵庫県森林動物研究センターにおける生物多様性に関する研究成果等を環境施策に反映するとともに、県内の団体・企業・県民への普及啓発を図る。

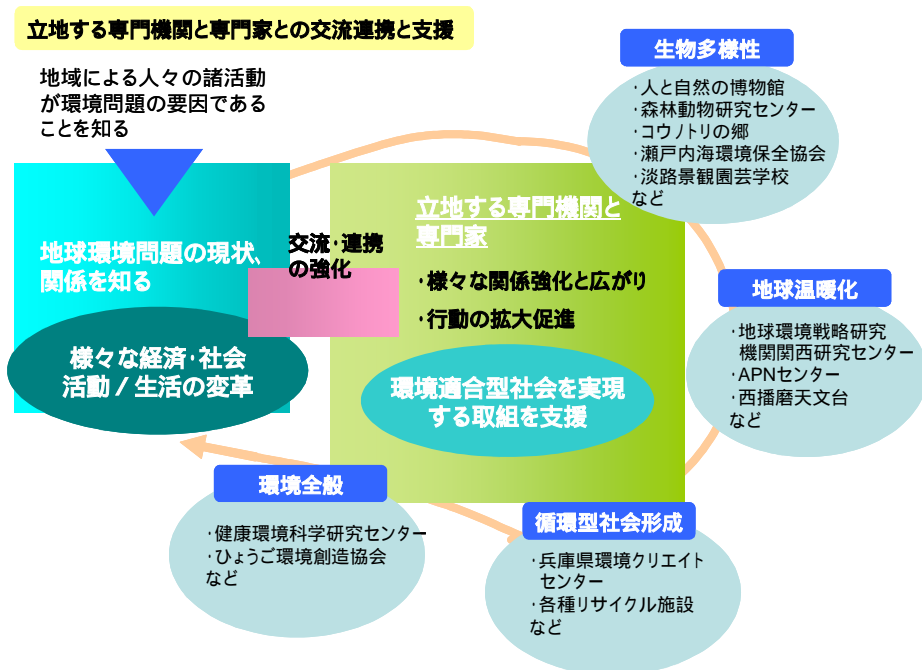


図4-10 立地する専門機関と専門家との交流連携と支援

## (5) 国際環境協力の推進

### 施策推進の考え方と方向性

地球環境問題が国境や世代を超え、広域的な問題として顕在化している。またこのような事態が環境資源の劣化を招き、人類の将来をも脅かそうとしていることから、国際的な環境問題に対し、環境先進県として本県が有する経験や技術を活かし、持続可能な開発に向けた国際環境協力の取組を推進する。

### 施策の進め方

#### ア．広東省等との環境ビジネス交流事業の推進

姉妹提携等を締結している中国・広東省、江蘇省の環境問題の解決を目指し、県内企業が有する環境改善技術に関する情報をウェブサイト等を活用して発信し、具体的な事業について日中両国の企業間の連携した取組を促すことにより、広東省等における環境問題の解決に資するとともに、県内企業の環境ビジネスの拡大を図る。

#### イ．世界閉鎖性海域環境保全会議(エメックス会議)への参画

「世界閉鎖性海域環境保全会議」(エメックス会議)の開催にあたり、同会議の提唱者であり、エメックス活動を推進する本県として、開催の支援や参画を通じて、国際環境協力を推進する。

#### ウ．環境分野における研修生の受入

(独)国際協力機構(JICA)等による開発途上国等の技術研修生を受入れ、環境モニタリング技術の習得に協力する。

#### エ．植林支援による地球温暖化対策の推進

地域レベルでの国際協力による地球温暖化防止を推進するため、(財)ひょうご環境創造協会における「モンゴル森林再生支援プロジェクト」など、植林支援プロジェクトを推進する。

## 3 環境と経済の好循環に向けた取組

### (1) 企業のCSR活動の促進

#### 施策推進の考え方と方向性

20世紀型の大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済システムから脱却し、自然と共生した持続可能な循環型社会の実現を目指し、経済システムやライフスタイルの変革を現実のものとしていくことが求められている。このため、社会の構成員である県民、事業者、行政等の全てのものが、環境保全や創造についての関心を高め、現状をより認識し、日常生活や事業活動から生じる環境負荷を減らすほか、環境創造に参画するなど、個人、地域レベルで環境に配慮した具体的な行動を進めていくことが必要である。



とりわけ、企業の環境に配慮した活動や環境創生への関与が求められている。特に近時、コンプライアンス（法令遵守）等の企業の社会的責任がより一層問われるようになってきた。こうした中、企業活動そのもののプロセスに、環境への配慮や創造活動への参加を組み込んでいくこと、そして、その理念や具体的活動をあらゆる利害関係者や地域に対して明確にしていくことが、持続可能な企業経営に必要とされるようになってきた。企業の環境との関わり方が企業価値や製品価値を高める、そうした社会、経済のあり方を、その地域をフィールドとして活動する民間事業者とともに構築し、企業の積極的な環境の保全・創造への参画を促していく必要がある。

#### 施策の進め方

企業の社会的責任という新たな考え方が広く認識されてきた今日、企業の環境に対する姿勢や行動が企業の社会的評価の大きな割合を占めると言っても過言ではない。言いかえれば、企業の環境への取組は、社会貢献の一環としての活動に留まらず、経営戦略の重要な要素として、その企業の価値を高める。

また、環境負荷を低減する新技術の開発や、社会基盤の整備、サービスの提供は、環境保全ニーズの発生に伴い拡大しつつあり、環境ビジネスとして、その進展に期待が寄せられているが、一方で、消費者の関心の低さや、市場規模が不明、情報が入手しにくい等の課題もあり、ビジネス環境としては、未成熟な部分も多くある。

こうしたことから、企業における環境報告書の作成・公表を促進するなど、企業による環境の保全・創造に向けた取組を積極的に支援していく。

## (2) 環境ビジネスの活性化

#### 施策推進の考え方と方向性

環境を良くすることが経済を発展させ、経済の活性化が環境を改善するという「環境と経済の好循環」が実現するための基盤である「環境の価値を積極的に評価する社会」の形成を促進する。

このため、企業活動において、環境に良い商品・サービスを市場に出し、事業からの環境負荷の削減に努めるとともに先進的な環境技術や環境に配慮するための方法や仕組みづくりとなる環境ビジネスが重要である。

環境ビジネスは、我々のライフスタイルを転換し、経済・社会構造のグリーン化に向けた可能性を開くと同時に今後多くの雇用機会をもたらし、資源が循環し、エネルギー効率の高い循環型社会の構築に不可欠であることから、その活性化を促進していく。

また、生産者が環境に良い商品やサービスを市場に出しても、消費者が購入

しなければ、これらは普及しない。環境に良い商品・サービスが普及し、更なる改善・開発につながっていくためには、商品・サービスに関する的確な知識が消費者に届くようにすることが必要である。さらに、消費者が環境に良い商品・サービスを選択するような経済的インセンティブをもたらす仕組みづくりが必要である。

#### 施策の進め方

環境保全に貢献することが可能な先進的な技術や、環境に配慮するための方法の開発に取り組む企業の環境ビジネスに関する情報を積極的に収集、評価し、企業間の情報交流と協働の仕組みづくりに取り組むとともに、県民への情報発信を促進する。

また、環境ビジネスを物づくりに関わる技術だけでなく、家電や家具をレンタルしたり、省エネというサービスを売る、あるいはエコファンドなど環境配慮に独自性を出した金融商品などにも間口を広げ、情報提供するとともに、これらを積極的に支援していく。

さらに、省エネ家電の家庭への導入を促進するため、兵庫県電機商業組合及び家電量販店と県との間で締結した「省エネ家電普及促進に関する協定」に基づき、各店舗での消費者への情報提供を行う。

また、環境に良い商品・サービスを購入する際などにポイントを付与し、貯まったポイントで、様々な商品・サービスとの交換や、他のポイントや電子マネーとの交換などができるエコポイントの仕組みづくりを図る。



図4-11 環境ビジネスの活性化と環境と経済の好循環の実現

### (3) 環境技術開発の拠点づくり

#### 施策推進の考え方と方向性

地球温暖化対策を推進するためには、高効率エネルギーシステムや機器の導入を図るとともに、新エネルギーの利用等を促進することが重要である。温暖化対策等に資する環境技術の向上・開発を図るため、産学官が連携して共同研究・開発等を推進する必要がある。

#### 施策推進の考え方と方向性

産学官による共同研究・開発等を進めるため、受け皿となる組織を整備し、環境技術に関する技術開発、情報収集・提供、調査・研究、事業化支援等の総合調整を図る。

さらに、環境全般にわたるニーズ把握、技術開発、事業化支援を進めるため、国の研究機関や大学等との連携強化を図り、幅広い支援を行う。

## 4 防災・減災の視点も含めた環境対策の推進

#### 施策推進の考え方と方向性

阪神・淡路大震災を通じ、自然や生きることの大切さを改めて認識するとともに、災害を契機にボランティアやNPO等の活動が活発化するなど、新たな参画と協働の気運や活動が生じた。こうした災害時の様々な経験を教訓として、防災・減災の視点を取り入れた環境学習・教育を推進する。

また、都市の公園や緑地は、自然環境の保全、ヒートアイランド現象の緩和、自然とのふれあいの場の創出など、平時には都市における環境の保全・創造に資する一方、災害時には、火災の延焼を防ぎ、避難地・避難路などの避難空間となり、救助・救援、復旧・復興拠点となるなどの防災機能を有している。そのため、環境保全・創造と防災・減災の両方の視点から、都市の公園や緑地の整備・利活用を推進する。

さらに、地球温暖化に伴い今後増加することが想定される自然災害の被害を最小限に抑制する「減災社会」の実現をめざし、防災・減災の視点を取り入れた地域における環境対策の強化を図る。

#### 施策の進め方

持続可能な開発には、文化的、社会的、自然的環境を健全に維持するために、コミュニティによる防災力の向上とその教育が必要であることから、環境と防災を統合・両立した、環境防災教育プログラムを推進する。

さらに、都市における環境の保全・創造と防災・減災に配慮した安全・安心の地域づくりを推進するため、防災公園の整備や既存公園の防災力向上（耐震性貯水槽、備蓄倉庫、広場、防火樹林帯など）を図る。

また、今後、地球温暖化によるある程度の影響は避けられず、台風の増加・大型化、集中豪雨等の異常気象や海面上昇等に伴う自然災害への対応が必要となるため、行政による各種防災対策事業の実施にとどまらず、自助、共助、公助を適切に組み合わせることにより地域における防災・減災力を高め、地球温暖化に伴う自然災害の被害を最小限に抑制する「減災社会」の実現をめざす。

## 5 環境情報の充実・発信

### (1) 県民・事業者・行政による環境情報の共有化

#### 施策推進の考え方と方向性

環境を通じた地域間交流、県民の新たなライフスタイルの創造等、従来の公害対策とは異なる新たな環境施策を推進するために、民間企業や県民が保有するデータ等も加えた幅広く多面的な環境情報の提供と共有を図る。

#### 施策の進め方

そのため、様々な立場の人が双方向のコミュニケーションを行い、全ての利害関係者が、様々な角度から環境情報を分析し、より良い環境の創造の取組を行えるよう、HP等による情報発信を充実させるとともに意見・情報交換の場を設けるなど、環境情報の充実・発信・共有化を図っていく。

### (2) 日本の縮図・兵庫からの環境情報の発信

#### 施策推進の考え方と方向性

兵庫には、コウノトリ野生復帰をはじめとする環境保全・自然再生の取組、瀬戸内海と世界の閉鎖性海域の環境創造に対するリーダーシップ等、内外に発信すべき環境保全と創造の取組が多く存在する。

加えて、県内企業は先進的な環境技術や省エネ技術に関する多くのノウハウを有しており、これらによる国際貢献に大きなポテンシャルを有している。

#### 施策の進め方

本県に立地する(財)国際エメックスセンター、(財)地球環境戦略研究機関(IGES)関西研究センター、アジア太平洋地球変動研究ネットワークセンター(APNセンター)等の国際的な地球環境研究拠点を活用し、情報発信・収集に努めるとともに、中国広東省や江蘇省との環境協定、ブラジル・パラナ州や西オーストラリア州との友好交流を通じた環境面の技術協力員の受け入れや植樹活動などの国際貢献を通じて、日本の縮図・兵庫から先進的な環境保全・創造の取組を内外に積極的に発信していく。

## 第5部 計画の効果的実施

### 1 計画の進捗状況の点検・評価方法

環境基本計画の効果的な実施を図るためには、進捗状況を点検・評価し、取組の持続的改善を図る仕組みが必要である。このため、計画(Plan)、実行(Do)、チェック(Check)、対策(Action)のサイクルであるPDCAサイクルに基づき、2で示すような分野ごとに策定する個別計画と連携した計画の実行(Do)、計画の進捗状況の点検・評価を「チェック(Check)」とするサイクルを確立し、進行管理を実施する。

進捗状況の点検・評価を行うため、環境の状況及び施策の実施状況を年度ごとに把握し、その結果をとりまとめ、県環境審議会に報告するとともに、意見、提言を求め、取組の持続的改善を図る。

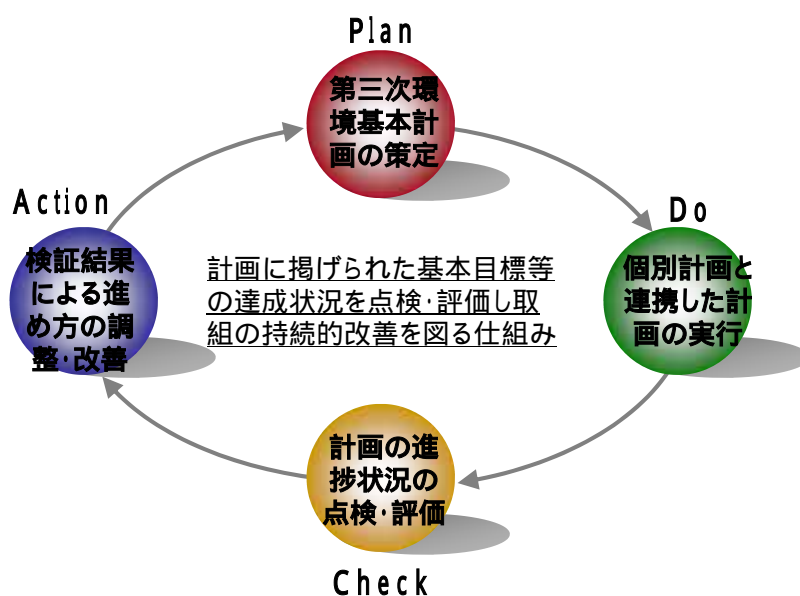


図5-1 計画の進捗状況の点検・評価（PDCAで動く計画）

## 2 計画の推進方法

### (1) 環境基本計画と個別計画の考え方

環境基本計画は、「次世代に継承する環境適合型社会の実現」を基本的な目標として定め、環境施策の基本的な方向を示すものである。本計画の目標達成に向けた施策を確実に実施するためには、第4部に掲げた環境施策の展開方向に沿って、分野ごとに数値目標等の明確な目標を掲げた個別計画を策定し、着実に推進する必要がある。

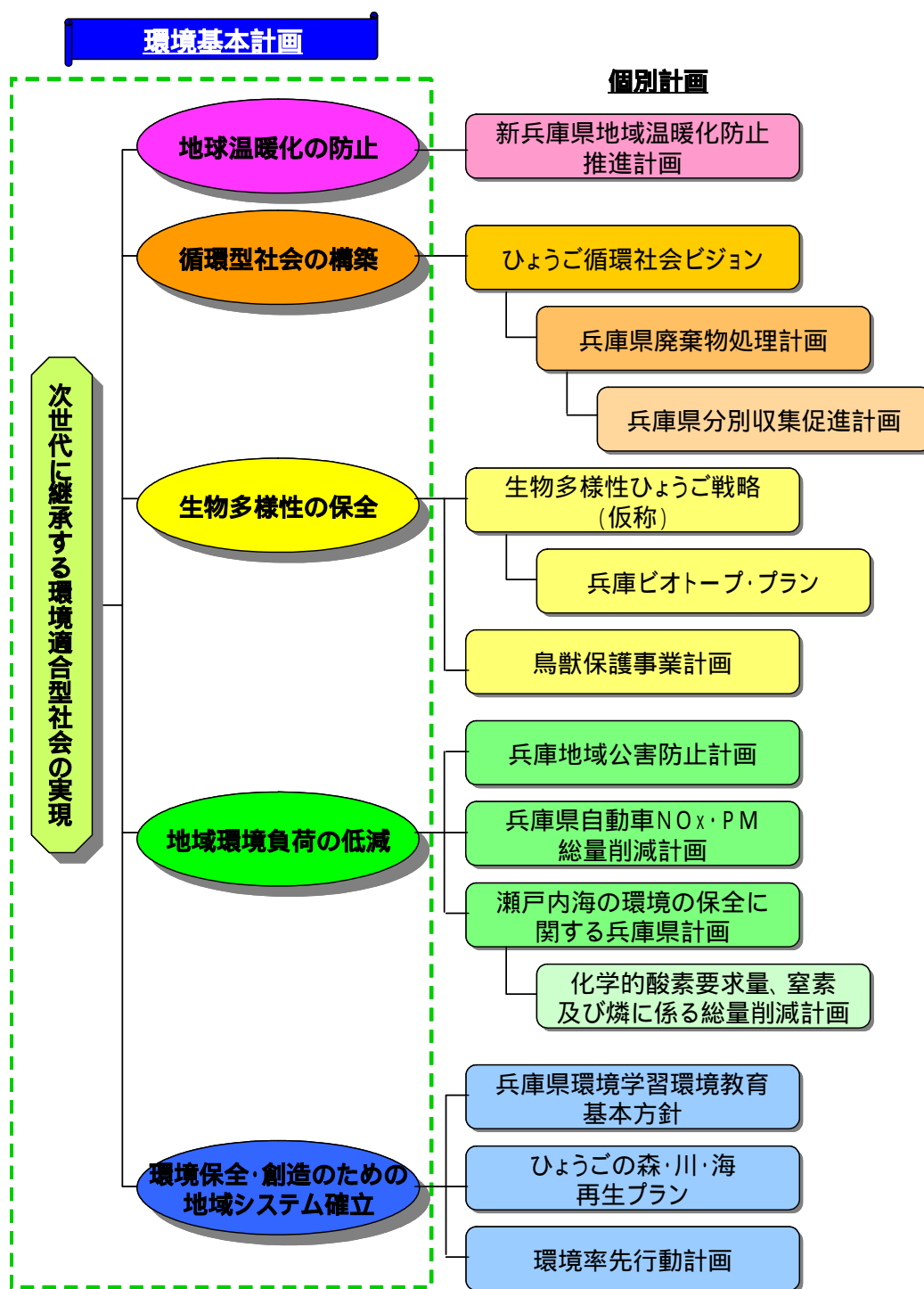


図5-2 環境基本計画と個別計画の位置づけ

環境基本計画における基本目標の達成に向けた取組の推進は、その関係が明確にされ、数値目標等が設定された個別の計画と一体としてとらえることができることから、すなわち個別の計画における数値目標等達成に向けた取組の推進を基本計画の推進と位置づけるものとする。

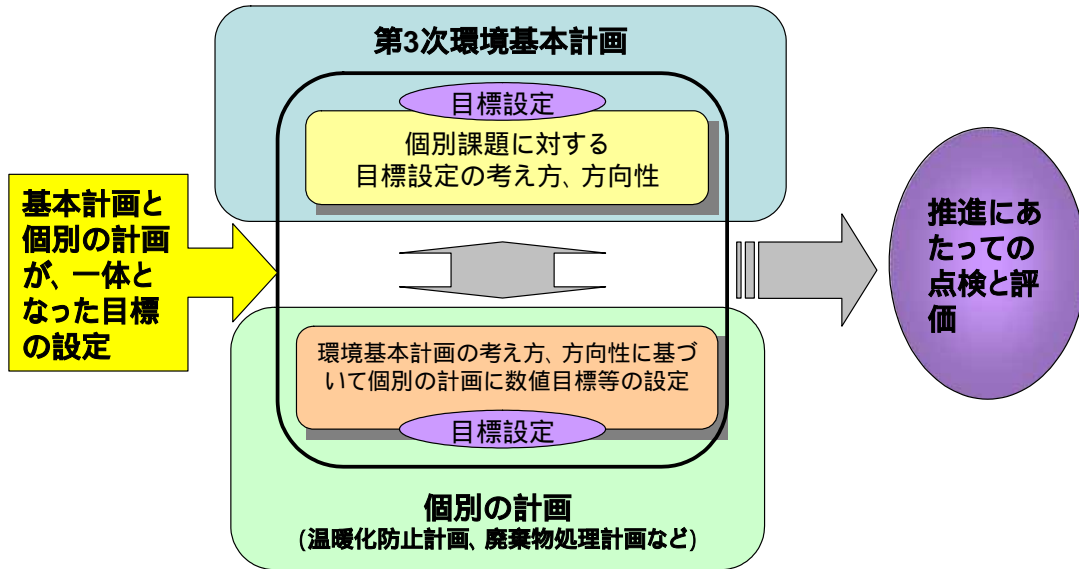


図 5 - 3 計画推進における目標設定に対する考え方

## (2) 計画の進行管理の流れ

庁内において環境基本計画の進行管理を行うとともに、環境の状況と課題の整理、施策・事業の実施状況を把握し、環境基本計画の進捗について点検、評価を行い、その結果をとりまとめるものとする。

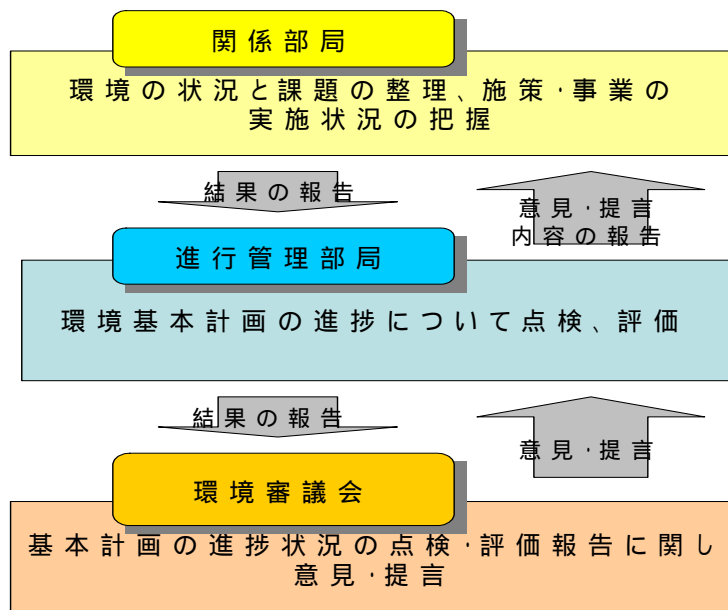


図 5 - 4 計画の進行管理の流れ